

会 議 録 目 次

平成27年第4回海田町議会定例会（第3日目）

平成27年9月9日（水）午前9時00分開議

日 程 第 1	第 41 号議案	工事請負契約の締結について（海田市駅南口土地区画整理事業 中店窪町線整備工事）……………	4
日 程 第 2	第 42 号議案	財産の取得について……………	12
日 程 第 3	第 43 号議案	海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について……………	17
日 程 第 4	第 44 号議案	海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について……………	32
日 程 第 5	第 45 号議案	海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	40
日 程 第 6	第 46 号議案	海田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	45
日 程 第 7	第 47 号議案	海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について……………	50
日 程 第 8	第 48 号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	53
日 程 第 9	第 49 号議案	平成 27 年度海田町一般会計補正予算(第 3 号)……………	55
日 程 第 10	第 50 号議案	平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)……………	76
日 程 第 11	第 51 号議案	平成 27 年度海田町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)……………	77
日 程 第 12	発議第 6 号	「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書案……………	78
日 程 第 13	発議第 7 号	乳幼児等医療費助成制度の拡充を求める決議案……………	81
日 程 第 14	発議第 8 号	広島市東部地区連続立体交差事業の見直しの方向性についての意見書案……………	82
日 程 第 15	発議第 9 号	海田公民館整備基本構想特別委員会設置に関する決議の一部を変更する決議案……………	85
日 程 第 16	発議第 10 号	海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について……………	85
	(閉	会)……………	85

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町	長	山岡寛次
副町	長	三宅信行
総務部	長	臼井真
福祉保健部	長	湯木淳子
建設部	長	久保田誠司
企画部	次長	門前誠司
総務部	次長	丹羽勤
財政課	長	鶴岡靖三
総務課	長	脇本健二郎
税務課	長	近森茂
住民課	長	吉本真人
社会福祉課	長	新藤正敏
子ども課	長	森川雅枝
長寿保険課	長	伊藤仁士
保健センター	所長	森原知美
都市整備課	長	龍岩広幸
建設課	長	木村生栄
上下水道課	長	早稲田誠
教育	長	中村弘市
教育	次長	石川直之
学校教育課	長	中川修治
学校教育課教育指導監		小林伸二
生涯学習課	長	宮垣将司
収税対策室	長	松井良哲

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため 議場に参加した者
の職氏名 議 会 事 務 局 長 中 下 義 博
主任 主 事 戸 成 正 考
主 査 木 村 俊 英

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 第 41 号議案 工事請負契約の締結について(海田市駅南口土地区画整理事業
中店窪町線整備工事)
- 日程第 2 第 42 号議案 財産の取得について
- 日程第 3 第 43 号議案 海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
- 日程第 4 第 44 号議案 海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 第 45 号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 第 46 号議案 海田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第 7 第 47 号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 第 48 号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 第 49 号議案 平成 27 年度海田町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 第 50 号議案 平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 11 第 51 号議案 平成 27 年度海田町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 発議第 6 号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書案
- 日程第 13 発議第 7 号 乳幼児等医療費助成制度の拡充を求める決議案
- 日程第 14 発議第 8 号 広島市東部地区連続立体交差事業の見直しの方向性について
の意見書案
- 日程第 15 発議第 9 号 海田公民館整備基本構想特別委員会設置に関する決議の一部
を変更する決議案
- 日程第 16 発議第 10 号 海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（久留島）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第16に至る各議案でございます。日程第1、第41号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。どうぞよろしく申し上げます。第41号議案、工事請負契約の締結について。窪町地内ほかにおいて施工する海田市駅南口土地区画整理事業中店窪町線整備工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第41号議案、工事請負契約の締結についてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は海田市駅南口土地区画整理事業、中店窪町線整備工事でございます。工事の場所は海田町窪町地内ほか、請負金額は5,511万2,400円、受注者は江草興機株式会社、代表取締役江草将史で、工期は議決の日の翌日から平成28年3月18日まででございます。続きまして、入札結果についてご説明いたします。資料1の工事入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、海田町建設工事指名業者等選定要綱により、Aランク、Bランクの業者が基本となりますが、総数の3分の1を超えない範囲で選定が可能な町内に営業所を有するCランクの業者1社を含む12社を指名いたしました。入札の結果、全ての入札が最低制限価格を上回りましたので、予定価格以下で最低の価格を提示した江草興機株式会社を落札者と決定したものでございます。工事の内容につきましては、担当課からご説明いたします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）続きまして、工事の内容についてご説明をいたします。資料2の工事箇所図をお願いいたします。表紙をめくっていただき、2ページ目をご覧ください。この工事は、海田市駅南口土地区画整理事業地内の都市計画道路、中店窪町線の一部を整備する工事でございます。下段の位置図をご覧ください。今回の施工範囲は、赤色で着色してある箇所でございます。工事の主な内容といたしましては、上段の断面図に示し

ております道路側溝の設置 225 メートル、車道及び歩道の舗装 4,810 平方メートル、擁壁の築造 80 メートルでございます。次に 3 ページ目をご覧ください。工事のスケジュールといたしましては、事前協議を経て、10 月上旬頃に現地に着手いたしまして、来年 3 月 18 日までに完了する予定としております。以上簡単ではございますが、これで説明を終らせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）ちょっと、いつものこと聞いてみますが、入札の予定額の何パーセントか、1点目はね。それから、2点目といたしましてね、私が議員になり始めて2回か3回、一般質問か何かのとき質疑いたしました。県はもう25年、30年ぐらい前から、入札価格ちゅうものを公表されたですよ。それから、それ準じて入札までに見積もり出す、入札前に見積もり出すというふうになんてなってきたんよ、これ、海田町も、そのときに言うたんですよ、まあ今も同じこと言うんじやが、何か、今ごろはあまり言われんようになったんじやが、最近までは、何かにかけては県に準ずると、県のやり方に準ずるといような答弁が大変返ってきたんじやが、やっぱり、この前も何かいの、プロポーザルか、これも県のあれで、何かあったら県、県じゃから、入札方法も県のやり方、検討してみます言われたんよ。その方法が正しかったら海田町もそろそろその方法でやったらですね、こんだけ入札金額のばらつきがないと思うんよ、ね。真剣に積算されると思うんじやが、その2点について、ちょっとお願いします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）まず1点目の落札率につきましては、この度の入札は約80パーセントでございました。2点目の入札制度についてでございますが、入札制度につきましては、全国の自治体でいろいろ試行錯誤をしながら、いろんな取り組みが行われているかと思えます。この制度につきましては、事務量についていろいろものがあり、海田町のような規模の自治体で取り組めるもの、海田町ではちょっと厳しいもの、いろいろあろうかと思えます。県も、いろいろな取り組みをして検討はしてまいりたいと思えますけれども、海田町の規模にあったものを、ものについて、いろいろと今後も引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）規模はいろいろあるんよ、いろいろあってもね、例えばよ、小さいほう

じゃったら、海田町でも相見積を取ってでしょうが。ある程度、2社か3社の相見積もりをとってやる場合もあるでしょう。1社の見積もりを出して、じゃあんたせえちゅうようなことはなかるう思うんよ。じゃから、小そうても大きゅうても見積もり出さすちゅうのは一緒じゃから、そこらをちょっと、ね、小そうても大きゅうても、やる考えはあるかないか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）崎本議員さんからはこれまでもいろいろ入札制度について、ご提案をいただいております。以前、ご提案いただきました内訳書の提出につきましては、今年度から実施をしております。可能なものから少しずつではあります。いろいろと取り組んでいるつもりでございます。県、広島市等のレベルと比べますと、まだまだ不十分な点はあるかとは思いますが、少しずつではあります。いろいろな取り組みに今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）崎本議員の続きになるかもしれませんが、正確に教えてください。約80パーセント落札率と言われましたけども、工事予定額はざばりいくらだったか。それから最低制限価格はいくらだったのか。どちらでも公表されますよね、契約したら、予定価格っていうのは。ホームページ、ですから、おっしゃってください。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）はい、予定価格につきましては、6,390万6,000円、最低制限価格につきましては、5,050万円でございます。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）最低制限価格のつくり方なんですけども、今ホームページ上に公表されてるとおりのままで変わってないのは、変わってませんよね。その確認だけしたいんですけども。建設課の方が分かるかもしれんのですが、掛け率がありますよね、現場経費とかなんとか、こっから工事によっては、よく覚えてないんだけど、工事によって、1.01から0.99を掛けるっていう、があるんですけども、そういった最低制限価格の導き方っていうのは、以前と変わってないかどうかという確認なんですけども、分かりますよね言っていること、お願いします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）ホームページに掲載をしている計算式と、今も変更はございません。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）この工事を発注されること自体、私どうのこうのいうんじゃないんですが、工事の中身において、これ大正矢野がこの6月7月に県が発表され、計画があると発表され、議員の中でもここの中店のここの踏切の桁下をなんとか高くできないかという話が出てくると思うんですよ。そうした中で、多分高架の高さは多分変わらないじゃろうと思われる、で、その3.2以上確保するとすれば、当然、底の方を下げざるを得んのではないかと思いますよね。そうした中でここの取り付け部分になる所をここまで工事をし、また、手戻りになることがあるんじゃないかなあって可能性が出てくると思うんですが、それについてどう考えておられるのかと、それとこの歩道やなんかをしなきゃならない一つの理由っていうのは、仮換地するための、要するに位置を確定されるために、工事をなされるんじゃないかと思えますけれども、歩道までしなくても、うその壁だけたたいて、何というのかな、その様子を少し見る、それでも間に合わないから工事を出すというのはある程度理解できるんですが、それでもこれをやろうとされているのは、どうされるんですか、また、今後もそういうことが起こったときの対応についてどうされるのか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）まず大正矢野線との今後の関連についてでございますが、つくも橋と大正矢野線の新たに架けられる橋というのは、現在の基準によって、河川の計画水位から余裕高を取った高さで架けられることとなりますので、今のつくも橋自体がその計画よりも低い位置にございますので、その部分については、現状よりも高い形で道路の舗装をするようになるんですけれども、影響はないと考えております。で、もう1点、海田市駅の北側におりる道、大正第一踏切の方の桁下をどのようにするかということですが、そちらにつきましては、まだ県の方から具体的な計画を立てておりませんので、現段階では全く手戻りが生じないというところまでの判断はつきませんが、区画整理事業を完成させるということに着眼しまして、今回は完成形での整備を考えております。もう1点、歩道の整備を、状況を見てということでございますが、区画整理事業の事業期間がございます。連立事業の見直しの詳細な設計が出てない中で、先ほども申し上げましたとおり、区画整理事業の完成を優先することを考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）私は区画整理の完成を優先するなど言っているのではなくて、他のところ

の工事をすることによってその工事をできるだけ遅らす、で、それでもやむを得ないから工事を、大正矢野の計画が出てこない桁下の高さが出てこない、だからやむを得ず工事をするということと、だから、その、関連しそうな所は最低の工事にして、ほかのところは振って、まだまだ駅前路線についての工事が終わるとる訳じゃないですから、その辺も、そちらの方に工事を振って、当面ぎりぎり最低限の工事で済ますという方法があったのではないだろうか、それをなぜしなかったのかってということをお聞きしたいんですが。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）今回の当初予算に計上させていただいておりますが、当初予算の計上時にまだその連立の見直しの動向というのがはっきりしていなかったということもございますが、今おっしゃられたように、違うところが先行してできないかというのは検討させていただいたんですけれども、どうしても駅前の工事ということで、駐輪場をどのように転換しながら工事を進めていくかということも念頭に入れております。駅前広場の方を先に工事着手するということになりますと、駐輪場をどこかに大規模に確保することが出てまいりますので、今現在といたしましては、そちらのことがございますので、駅前広場にはちょっと手がつけられないという判断をさせていただいて、今回このような形で実施を考えました。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。道路の部分についてはこうして進んでおる訳ですが、本体の部分ですね、特にJRのこういう保線区の関係で、まだ煌々と電気がついておるような状況です。全体の進み方で、今何パーセントで、いつ頃までにこれが済むのか、進捗ですよ、それをお尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）昨年度末時点で事業費ベースの進捗率といたしましては約61パーセント、本年の末、当初予算計上をさせていただいておりますが、当初予算どおり執行できれば、76パーセントの進捗を見込んでおります。今後の予定といたしましては、28年度中に残りの工事を実施したいと考えておりますが、現在の交付金の内示率等が非常に下がってきていることもございます。あと残りの工事が駅前広場で、先ほど申し上げましたとおり、駐輪場との関連が出てまいりますので、工期的に非常に長くとる必要があると考えておりますので、場合によっては、年度が29年度にずれ込む可能性はあります。

考えております。もう一つ、区画整理事業地内のJRの移転状況でございますが、借家人のレールテックさんが今入っておられたんですけども、レールテックさんにつきましては、8月23日をもって転居されました。今現在、残材の整理にあたられていると伺っております。JRさん本体につきましても、この議会後に撤去内容についての現場打ち合わせをすることとなっておりますので、近々本格的に移転作業が開始されると考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）いろいろこう雑音が入ってくるんですが、JRとの交渉がそううまく行っていないから、今日ね、進んでいないという声を聞くんですが、その交渉の経過についての見通し、これはどうなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）JRさんと移転契約については既に締結が済んでおりますので、あとJRさんは転居、その契約の履行をしていただくだけになっております。したがって、その交渉等については既に済んでおりますので、特段の障害はないと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。施工範囲をみますと、かなり交通量が多いところですね。工事するのは大変いいことなんですが、まず1点お伺いしたいのは、工事期間中の交通誘導ですよ、特に踏切が閉まる時間帯が一番長いところの近くでありますから、その点どのように考えていらっしゃるのか。もう1点は歩行者・自転車の安全、ここは国際学院に通う子どもたちが結構通ります。そこへもってきて保育所の送迎の自転車もかなり通ります。そこへもってきて、呉線の踏切に歩道がありません。通常で今の状態でも危ないのに工事期間中となれば、よけいに危ないんじゃないかと思うんですが、その点はどのように対策を考えていらっしゃいますか。あともう1点、これはちょっと教えてほしいんですが、千葉倉庫跡地の北側も赤く塗られておりますが、こちらは通行に関して何らかの規制がかかるのでしょうか。以上、お尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）まず工事期間中の安全対策でございますが、正確には、施工業者等の工事工程の協議を実施いたしまして、安全対策の方を検討していくことになるんですけども、昨年度もこちらにおいて、雨水の幹線を埋設する工事を実施しております。そ

これらの経験を踏まえまして、適切な誘導をもって、安全対策には万全を期していきたいと考えております。2点目の自転車等の通行でございますが、今回はつくも橋の交差点の改良も含まれております。つくも橋の呉線側に、県の用地が一部ございます。その辺の用地を活用させていただいて、自転車だまり、歩行者だまり等を確保しつつ、工事の進行を今現在は考えております。ただ詳細につきましては、施工業者との工程打合わせ後になろうかと思っております。最後に、歩行者専用道の方に赤い施工範囲の印があるということでございますが、こちらの方につきましては、舗装、現在仮舗装になった状態ありますので、それを透水性の舗装にするように考えております。したがって、短期間ではございますが、昨年度と同じように、一時的な通行止めさせていただいて、安芸農協さん側の方から迂回をしていただく必要が生じる可能性はございます。ただ、こちらにつきましても、施工業者との協議によって、半分ずつ舗装をかけるのかいっぺんに通行止めをするのかというのは、協議をした後に決まりますが、適切な誘導を行ってまいりたいと思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。先ほど説明で、今回の工事は、区画整理事業の完成形の工事ということなんですけども、仕様書の中に、点字ブロックの記載がありましたでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）今回の施工範囲が道まで続く状況ではございませんので、点字ブロックを設置すると、いたずらに混乱を招く可能性があるということで、今回は入れておりません。全体が完成する際に合わせて、全体を一度に施工しようと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。こういう業者のメンバーを見ると、いわゆる建設・土木両方やとられるような業者、土木専門業者、そういうふうなものもある訳ですが、例えばこういうコンクリート擁壁というのは、場合に、このメンバーの中での下請、部分的にでもあるかも分かりませんが、それは容認しておるのかどうか、やっぱりその中でね、同じ入札業者の中でやるのは過去、そういういろんなほかの行事でも、同じ入札メンバーが下請をやっておるといようなのもね、実際に見てきておりますが、それをとにかく言うたことはないんですがね、それをどこまで容認しておるのか、ちょっとその辺を確認したい。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）下請の業者の入札に参加した業者の下請ですが、現在におきましては、特に制限は設けておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）その辺が非常に不透明というかね、いわゆる談合と言われて久しい訳ですがね、その中で部分的であれ、これを、例えば、擁壁型砕工事はあんたかたに出すから協力して、とかね、そういうようなことが起きる可能性も十分ある、ね。そういうところでね、誤解を招くおそれがあるんじゃないかというんでね、これ今考えておらんということであらう、そこらはどういうんか、公正というかね、厳しくやるべきであらうと、ある程度線を引かんにゃあいけんのじゃないか、ある程度というか、厳しく線を引くべきであらうと思う。そうせんとね、中には、建設・土木ではないけれども、そのまま丸投げというんか、監督だけはなんか出向の形で保険をかけて、うちの従業員ですいうてね、そこの引っ張ってきた会社から、会社へか、工事を全額いうんか全工事を下請けで出しとる。監督はうちが出しとるからよかろう。監督も、こましいことを言えば出向できとる訳だから、丸投げと同じなんよね、これ建設業法丸投げを禁止しておる。そういうことが起きる可能性があるとお例え部分的であれ、やっぱり厳しくやるべきじゃないか、考えとらんという、ちょっと、馴れ合いが起きてくるんじゃないかという、どうなのかそこら。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）入札の制度につきましては、これまでも色々取り組みが行われており、一長一短であらうかと思えます。議員ご指摘の内容につきましては、過去には制限をされていた時期もあったというふうにございました。ただ今回の入札の指名業者の中にも、町内業者を優先的に選定をしております。この中で、下請を禁止ということになりますと、もし仮に町外の業者が受注をしたときに、町内業者には、一切、下請けが出せないといったようなデメリットの部分もございますので、現在では、入札に参加した業者間での下請については制限を設けないというのが一般的な取り扱いとされておりますので、現在は海田町においても、そのような制限は設けずに運用をしているところがございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今の関連なんですかね、じゃ過去に制限しておった、この理由は何であ

ったのか、そういういわゆる疑念を招かないためにそういう制限をしたもんだろうと思う、ね。町内業者かどうか分からんけども、過去に、例えば小学校の耐震にしても、よその自治体の業者がとった、町内業者が下請けをした事実はないんよね、だから、町の説明と合わない。そこらも含めてね、どういうことなのかということと、過去に制限した時代は、何が原因でというか理由で、そういうふうに制限したのか。それから何か疑念があるからというか、起こる恐れがあるからということで制限したものと、わしゃこういうふうに理解するんですが、そういうどうかいささかも疑念を招かないためには、やっぱりクリーンにやるために、そこは制限すべきじゃろうと思うんだが、どうなのか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）過去に下請を禁止をしていた背景につきましては、今議員ご指摘のとおり、能力もない業者が落札だけをして丸投げの恐れがあるといった心配もあって、行われていたものだというふうに考えております。ただ、下請を禁止することによってのデメリットもあり、現在ではそのような制限を設けておりませんが、そういう積算能力もない施工能力もないような業者を排除するために、今年度から内訳書の提出をしております。なかなか入札の制度につきましては、100パーセント完璧といったものはなかなかなく、色んなところで試行錯誤しながら、色んな取り組みが行われているのかと思います。今後も引き続き、各団体の取り組みも参考にしながら、色々な取り組みを行っていききたいというふうに考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。第41号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

- 議長（久留島）日程第2、第42号議案、財産の取得についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（山岡）第42号議案、財産の取得について。小・中学校理科振興備品の売買契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。
- 議長（久留島）財政課長。
- 財政課長（鶴岡）それでは、第42号議案、財産の取得についてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。取得する財産の内容でございますが、品名は小・中学校理科振興備品で、数量は636点、購入金額は2,011万7,200円で、失礼しました、2,061万7,200円で、受注者は株式会社きんし広島営業所、所長地岡秀雄で、納入期限は平成27年10月30日まででございます。続きまして、入札結果についてご説明いたします。資料3の入札状況をお願いいたします。この度の入札の指名は、平成27、28年度の指名願を提出し、教育用品の教材教具への入札に参加を希望するものの中から7社を指名いたしました。入札の結果、最低の価格を提示をした株式会社きんしを落札者と決定したものでございます。なお、取得する財産の内訳については、資料4にまとめて提出をしておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。
- 議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。
- 6番（宗像）6番宗像です。先ほど入札の業者の指名のときに説明があったと思うんですが、希望する者の中から指名をしたという説明があったと思いますけれども、希望しといて辞退というの、これあり得るんですか。それちょっと、おかしいんじゃないかなという感じがするんです。そういうやり方って、ほんまにいいんですか。で、次に、教育委員会に聞きたいんですが、ここに出されている商品が一覧で出ております。上皿天秤なんて、とか、出されている細かいものがたくさんあるじゃないですか。こんなん平生、今でも必要なもので今でも使ってなきゃならないものを、なぜ今さらこんなにたくさん買わなきゃいけないんですかね。いや、古うなったけえ更新したい気持ちは分かる、更新なら更新いうてきちんとすべきであって、でも実際にはこれなければ授業ができないものが3分の1ぐらい入ってるような気がするんですよ。それを今さらここで、まあ補助が出るけえ、これ、更新したい、いうんなら更新したらいいと思うんですけども、新たなもんじゃないような気がするんですが、それについていかがでしょうか。
- 議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）まず1点目の辞退の理由でございますけれども、この度は、理科振興備品ということで、教材教具の取り扱い業者の中から選定をいたしました。海田町への入札に参加をしたいと希望する業者の中から選択をしたものでございますけれども、理科振興備品、この度の入札の仕様の中で、取り扱っていないものがあるということで、2社から辞退が出たものでございます。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）整備備品の上皿天秤についてでございますが、こちらの方は、現在ある数が、国が定める目安としている整備数に足りていないということで、上乘せで買ったものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）まず、希望を取るときに、普通は、こういうものを入札に入れたいからという形で、本来希望を取るべきじゃないですかね。僕、希望の取り方の方法が間違っとなる気がするんですが、扱えん業者に対して希望を出さすいうのもちょっとおかしい問題があるんじゃないかなってというのが1点。で、先ほど僕、上皿てんびんのことを言ったんじゃないくて、全体的に現在、本来授業に必要なものを学校に整備されてなきゃならないものをあえて買う、それを買う理由っていうのは今言われた追加って足りてないのは追加だっておっしゃられたのは分かるけども、実際これ上皿てんびんにしても、直流電流計にしてもこれ絶対授業に必要なものですよね、現在。これ今回補助、補助じゃないですがそういう国からの金が来るといって追加されてますけども、それでなくても常に整備しなきゃならないものが整備されてなかった、今までに。本来今までそういう数が足りないならもっと早い時期に、今回たまたま来たから更新しますという問題と、足りなかったという問題は大きな違いだと思うんですが、その辺についてどうなんでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）まず、1点目でございますけれども、この度は教材教具の中で選びまして、その中に、備考欄で、業者から取り扱いの業務等を記載をしていただく欄がございます。教材教具の指名願、指名を参加する者の中で、具体的に英語の教材であるとか、運動用品であるとか、そういう具体的に書いてあるところについては事前に入札に指名を行いませんでしたけれども、こちらのこの度辞退の出た2社につきましては、教材教具の希望が出ておりましたが、特にこれといった主に取り扱う商品について明記がなかつ

たために、除外することなく指名を行ったものでございます。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）学校に現在なくてはならないものも購入してるのではないかというご質問でしたが、実際に、例えば上皿てんびんや顕微鏡などは学校に、昨年度までもございました。ただ、長い間使わせていく中で、破損したり使用に耐え得るものでなくなったりした段階で、これは今年度以降使えないと判断したものについては補充しております。以上でございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）これ指名入札でね、希望があったというのは、要は、指名願、その最初に出す、これ説明の仕方がまずいよ。希望があったじゃなくて、届け出の中から指名したいという説明すべきじゃないんですか。希望があった言うたら、今回これ入札するからあんたたち入札に入りますかいうふうにとられますよ。そういうふうにとるような説明をされたんで、で、なんでこんな辞退が出てくるんかいう質問になった。またそれについて。次に、僕が言っているのはそうじゃなくて、今までに整備すべき案件じゃなかったんですか。そうでしょう。例えば各学校に10個いるんじゃないら、6校で60個いるんじゃないら、常に60個用意しとかんにゃあいけんもんですよね。なぜそれが今まで不足のままほっといたの、いうのがまず一つの問題と、もう一つは、その結果、どうしても更新しなきゃならんもんがあったからその分について更新しました、ほいで、新たに買うものは、こういうものを強化しました、もともとの予算の説明のときには理科教材を強化しますっておっしゃられた、の説明だったように記憶しております。だから、強化した部分と、それから、更新した部分と、それから、不足しとる部分では、全くこれ読めないんです。予算の説明のときには、強化、強化、理科に徹底して強化しますっていう予算説明をされたはずなんです。それならば、こういうふうな形で強化させていただきました、これについては更新しましたとかいう説明をすべきじゃないんですかねって言って。説明を求めています。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）1点目の、私の説明が悪く、皆様に誤解を与えてしまったことは申し訳ございませんでした。大変申し訳ございませんでした。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）議員さんが、おっしゃるようになりますね、補充が足りなかった分は

あると思います。今回購入した案件につきましては、現在ある備品で個数はあるけど少ない、破損等があつて少なくなっていく部分の補充、それとですね、新たに全然なかったもの、例えば、てこ実験器などのように新たに学校の方へなかったものについて配備したもの、ということで混在しておりますが、予算の、今までの備品の整備の中で、十分でなかったことは申し訳なく思っております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）今回、理科教材が充実ということですが、文部科学省が新学習指導要領での改善によって、授業時数、学習内容が3割増加した授業になっております。その中におきまして、今回新たな、時代の変遷がありますから、新たにデジタル関係とか、そういった新指導要領に沿って今回一つずつ出ておりますけども、新要領によって購入した物は、どれがあたりますでしょうか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）例えば、小学校でいえば、第3学年に、風やゴムの働きという学習が新しく入っております。それに伴いまして、送風機などの風やゴム学習用具を整備いたしました。中学校では、第3学年に月の運動と見え方の学習が新規に入りました。それに伴いまして、月の満ち欠け説明器という天体の学習用具を整備いたしました。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）月の満ち欠け説明器というのは天体の学習用具でございます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）私の情報によりますと、また違った、新たな要領に入るのが、ここに記載されてると判断しておりますが、続きまして、この理科教材の充実以外に、全教材の充実につきましては、平成24年から平成33年、10年間、交付税措置をするという文部科学省が明確に指針を出しております。それに伴って、今回の交付税処置もありながら、随分の整備をしていただきましたけども、今後、算数・国語等の、新たな、授業増加に伴う新たな備品購入と、今おっしゃったように古くなって時代にも適応できないような機材を、今後、積極的に導入するお考えはないでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）今回、理科備品につきましては、国の補助制度、2分の1の補助

を受けて購入したものでございます。理科備品以外につきましては、算数・数学についての整備、備品についての補助制度がありますので、これを今後検討していきたいと思っております。必要なものについては、今後、備品購入ということで検討しながら考えて行きたいと思っております。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） あのね、色々質疑されるんじやがね、あなたがた、予特のときにね、備品購入の予算の、予特のときに説明されたじゃないですか。変えないけん部分もあるし、色々あると、予特の説明と同じで言われたら済むことじゃないんですか。古くなっただけえ変えにゃいけんのもあるし、新たに購入せんにゃあいけん、そういう理由で予算を通したんじゃないんですか。予特の説明はどう言われたか覚えちよるんか、それを言やあ済んでしまうことじゃない、もっとしっかりした答弁しなさいよ。あの、質疑あったときその説明、覚えちよるんか答弁、まあ覚えちよらんかったら覚えちよらんかったでえんじやが。そのときの答弁で言やあ、済んでしまうことじゃない。変えないけんもんもあるし、新たに必要なものもあるし、それで予算通したんじやけえ。どうですかの。

○議長（久留島） 教育次長。

○教育次長（石川） 予特のときに説明さしていただいた件につきましては、もちろん把握しているところでございます。24年度からの教材整備計画が3年間ほど遅れ、それを27年度から追っかけてというか、いうところでやって行く。もちろんその中に、当然足りないもの壊れてるものを充当していくということで考えてございます。

○議長（久留島） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第42号議案について採決を行います。お諮りいたします。第42号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 異議なしと認めます。よって、第42号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

- 議長（久留島）日程第3、第43号議案、海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（山岡）第43号議案、海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について。人口減少を克服し地方創生の推進を図るため、海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を新たに策定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。
- 議長（久留島）企画部次長。
- 企画部次長（門前）それでは、第43号議案、海田町まち・ひと・しごと総合戦略の策定についてご説明いたします。議案書8ページ、第43号議案をお願いいたします。また別冊の海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略案及び資料5、海田町人口ビジョンを提出しておりますので、併せてご覧ください。総合戦略につきましては、人口減少や、東京圏への過度な人口集中を是正し、活力ある社会を維持していくことを目的に、国が制定したまち・ひと・しごと創生法において、市町村においても地域の実情に合わせた形で計画を定めるよう努力義務が課されております。そこでこの度、現在経過期間中でございます第4次海田町総合計画のほか、今後の人口を推計した人口ビジョンや町民の方に対して行ったアンケート調査をもとに、必要な施策を検討し、海田町の実情に合った形で策定したものでございます。以上で、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。
- 議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。
- 15番（佐中）この前の全協の中でも申し上げましたけども、まち・ひと・しごと、これが三つの柱がありまして、人口の減少に歯止めをかける、東京一極集中を是正をする、それからそれぞれの地域で住みよい環境、色々審議の中で発言を申し上げたんですが、骨抜きになっとなってますね。一番の基本は、やっぱり、若者が普通に暮らせるような状況をね、つくっていかんかったら、人口の減少をくい止める訳にはいかんのですよ。結論から言うと、給料上げていかんかったら、結婚ができない、子どもができない、育てることもできない。空き家対策にしても、人生のそういう大きな流れの中で、家まで買えることができないような、今の社会状況。調べてみるとですね、人口の増の問題でいえば、昭和22年に、4.52、出生率がね。ところが、昭和53年で2.14、平成10年で1.26、私、あのときも言いましたけれども、小泉竹中内閣のもとで、骨太の方針、聖域なき構造改革というのがあってですね、雇用形態を変えたために、大幅に国民の生活が変わっ

て、特に若い人が収入がなくて派遣、あるいはパートそういう状況できておる。町が掲げられております 1.98 という出生率に向けて努力をする。しかし、よくよく見ると、2.07 という出生率でなかったら、人口が増えないという状況がデータの中にある訳ですね。そうすると、ここで掲げられております海田町で 26 年度で 316 人、31 年度で 335 人。この目標を掲げることで自体が、私はね、結婚していない人、また結婚しても子どもができない人、私、子どもが 1 人おりますが、1 人ではまだ不足、ということになる訳ですね。そうすると、この数値を上げられること自体が人権にかかわる問題がずっと出てきて、私個人としても、威圧的な嫌な感じがするというんですが、まずその辺をお尋ねをいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まずおっしゃいました全国的な出生率の向上、それから、特に若者の所得向上と、こういったのは確かにこの度の総合戦略、全国的な中で決められておりますが、そのためにはまず、これは、今、国、県それから各基礎自治体でそれぞれ総合戦略を立てることになっております。今、佐中議員がおっしゃいました前半部分の多くは、これはすでに立てられた国の戦略、それから、現在、策定中の県の戦略、そういったところが担う役割かというふうに思っております。さらに、本町においてどのようにするのかというところを立てた総合戦略の中でも、やはりこの地域というときに。海田町域だけ考えたのではなかなか難しい雇用情勢等ございますから、ここは今後の広域的な取り組みの中で検討していくべきという住み分けをしておりますので、今回のこの海田町まち・ひと・しごと総合戦略につきましてましては、海田町においてどのような対策をとるかというところがございますから、おっしゃいましたような、全体的な、給与水準の向上につきましては、やはりそれは限界があるのかなと思っております。2 点目は、全国的にも議論があった点でございます。従来、出生率については、おっしゃいましたような考え方もありまして、あまり議論するのが避けられてきた経緯でございます。結婚されない方、それから特に、子どもが出生は望んでいらっしゃるけれども、出生がなかなかかなわない方にとって、例えば、2 というような数字を出した場合、おっしゃられたように 1 人しかいらっしゃらない方にとっては、それは不足なのかという議論もあったことは確かでございます。しかしながら、そういった出生数のところにこだわらなければ、今からの少子化が止まらないだろうということで、今回のこの総合戦略においては、その議論を十分にするという法の趣旨のもとでできておりますので、やは

りこれを抜きに、今回の総合戦略は語れませんでした。で、おっしゃいましたように、2.07を超えませんか、確かに、数学的にも人口が減少していくという形になります。さらにこれは出生数は、子どもを産むあれだけじゃなしに、出生数の考え方の中には、結婚が前提というところもございますから、そういったところが進まなければ、確かに参りませんが、今回推計するに当たりましては、やはり今の住民の方のアンケート結果で、理想と、もう一つ上限がある程度整えば何人予定したいかというところを、これ行政の方が手助けをすれば、実際の出生数より多い、それを向上することが可能ではないかということで、人口ビジョンを掲げたところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃることは分かりますし、理解もできます。ただね、海田町のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これを行っていく上で、問題を解決する基本がなっていないということを言いたいですよ。生活をできるような、そういう環境をつくっていかない限りは、物事は解決できないというのが、総合戦略。逆にこれを行うことによってそれをぼやかして行政をやっているという狙いがあるんですね。私は、この総合戦略を、その前提にある給料の問題、特に雇用の安定確保、ここが一番基本でなければ、結婚もできない、子どももできない、育てていくことも難しい、また空き家対策にしても、皆そうなんです。だから、そこに手助けするような、まあ、部分的には入っておりますけれども、そういう施策をもちろんやってかならんし、国に求めること、全体として、日本のね、そういう政治の流れを変えていく、その方向を位置づけることが一番大事ではないかというんですが、それはどう思われますか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）確かにおっしゃられるとおりの課題というところは、これは海田町においても同じだろうと思いますが、もう一度申し上げますが、やはり、それぞれ国、県、それから、各基礎自治体というのはそれぞれの役割があるという中、さらに広域的な取り組みというところも必要な中で、この海田町で何ができるか、国、県に対して何らかの要求するのが総合戦略ではなしに、海田町が独自に何をやっていくのかというのを定めるのが、今回の総合戦略である、そのように考えます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）これを見ましてですね、内閣官房のまち・ひと・しごと創生法の事務局、その参事官で私は勉強さしてもろうたんじゃが、色々あるのはあるんです。ここ掲げ

られとらんでも同じことなんです。だけど、一番今しなければいけないのは、住みやすいまちづくりなんです。若者が定住しやすい、住んで良かったと。ここにも書いてあるでしょう、書いてあるし、せんにゃあいけんことはそれなんよ。働きやすいのもとにかく住みやすい、人口が減らんようにするのが一番なんよ。そのためには何するかちゅうことを、今言うように、子育てしやすいように、国がやるんじゃない、町がね、しやすい、しやすいまちで、それに、何をするかちゅうことを考えてやらないけんのですよ。だから、長々書いてあるんじやが、重点的に何をしますか、子育てしやすい、ほんじゃ小学校までは利用をただにしますとか、中学までは給食をやりますとか、現実に住みやすい、子どもを産んでも大丈夫じゃというようなまちをつくらないけないし、仕事がしやすい、子育てしやすかったらね、女性の方も、パートでも出やすい、働きやすいまちができるんですよ。やったら子どもも増えるんですよ。だから、そういう見えるところで拠点を置いて、ね、予算を組んでやったら、年々違うんですよ。その考え方があるじや、そういう考え方が一番先じゃちゅうことを勉強しましたんじやがね。それについて、今後ね、企画課で、そういうことを重点に、そりゃ色々せにゃいけんことがあるんじやが、一番重点なのは、何を考えて来年度予算から徐々に何をどういうふうにするかちゅうビジョンがあるんかちよつと。ちよつと待って、ビジョンを掲げたらね、国からこのふるさと創生でいるこれがビジョンに合うた予算じゃったらいくらでも出しますという回答が来たんよ。だからそのビジョンがあるか、しっかりしたビジョンを持っておられるかをちよつと。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）議員ご指摘のとおりですね、子育てをしやすいまちづくりというのを海田町としても積極的に進めていきたいと、また安全安心なまちづくりも同時に進めていきたいということで、今回の総合戦略の中でもですね、まず一番目、二番目にその辺を重点的にやっていきたいという思いがあって、先の方に持ってきてやってきております。若者の定住ということであれば、やはりそういった子育てしやすいまちづくりをしっかりとするとともに、またそういった海田町独自の取り組みであるとか施策について、しっかりとまだご存じない方もいらっしゃると思いますので、その辺しっかりと、PRしてですね、海田町に住んで良かったとっていただけるようなまちづくりを進めていきたいというふうに考えます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番(崎本) ちょっと企画部部長、部長にちょっと聞いてみますがね、私がいうのは、先の聞いた答弁になっちゃらんかったがの、来年の予算から、一つ一つでも、子育てしやすい、ね、子育てしやすかったら、今言うように、女性も働きやすい、海田町、今度フジやなんか大手スーパーができる、じゃパートでもやったら子ども産みやすいじゃないですか。育てやすかったら、ほいじゃから、来年度から、こつこつ、そういう現実も見た予算を組んできちっとやる気があるかないか。せにゃいけんのじゃけえ、やるかやらんかちゅうことを聞いちよる。

○議長(久留島) 副町長。

○副町長(三宅) この総合戦略、作ったら終わりじゃなしに、この総合戦略に沿った形で今から具体化していかなければいけませんから、まずは来年度の当初予算、そういった思いで編成してまいりたいと思います。すいません、現在企画部長、私兼ねておりますので、企画部としての考え方もございます。

○議長(久留島) 桑原議員。

○7番(桑原) 7番、桑原です。色々この海田町の人口ビジョンについては、このアンケートをとられたりして先ほど崎本議員の方からも発言がありましたけども、具体的にどういうことされるかっていうことをまずお聞きしたいんですけども、それと、前回私一般質問の中で、人口増を願うのであれば、この減免をしていく、それと起業、事業を起す起業ですね、起業をどう支援していくかということも質問させていただいた経緯があります。そのときに、イメージとしたら、もう人口はいらないと、これだけたくさんのはもう本当に腹は太いんですかと私は聞いた記憶があるんですね。それだけやはりそれだけの施策というかそういう気持ちがないというふうに、私はそのときに受け止めました。それで今、人口増、人口増がなければ、出生率も低いということですね、全部連動しておる訳ですけども、そこらあたり、今後やはりその施策の中で、どう人口を増やしていくのかということについては、どうお考えなのか、お尋ねをします。

○議長(久留島) 町長。

○町長(山岡) ご指摘のように、町に皆さんが集まっていただくような施策は非常に重要なこととございまして、企業が発展して、色んなまちおこしのなかに、商工業と一緒に協力しながらですね、やって行く状態が一番ベターじゃないかと思っています。そのためには、行政としての役割、国の政策に対して、海田町独自のものができれば、是非それをですね、国とか県とかの色んな補助とか要請をやっていきたいと思って

ます。そのためには、地域の皆さん方の色んな要望を聞きながらですね、皆さんと一緒に、議員の皆さんからも色んな助言等、指導いただきながらですね、海田町の住みやすいまちづくりについてですね、総合戦略的に海田町独自のものを作っていきたいと、こういう風に考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）確かにそれはそうなんですよね、前回の質問のときに、考えてみますと、やはり起業の中で、海田町に住んでらっしゃる方が何名以上のときは、何ぼぐらい減税をしてったらどうですかとか、色んな話をさしていただいたような記憶があります。そのときには、やはりそういうつもりはないというふうな話があったんですね。それと、今回のひと・まち・しごと創生ということになってますけども、これはやはり人口統計というのが大きな問題であろうかと思う。その時にお話しさせていただいた経緯があったのは、そういった海田町に他町から転出転入していただけるような施策はとれませんか、というお話をさせていただいたと思うんです。そのときには、イメージとしては、そういうつもりはないような話があったんですね。あったと思うんですね。ですからそのところは、今、その整合性というんですかね、今いうように、出生率であるとか、いろんな企業、マツダの企業もたくさんありますけども、何年も続きません、ね、ずっと良い訳ではないと、山谷ありますから。そうすると、法人税であるとかいろんな問題、雇用であるとかってというのがどんどん減ってくるというね、現実はあると思います。その辺りのことを考えて、まず初期投資をしていくということについて、私はお尋ねした経緯があるんですね。そのことについては、前回の一般質問の継続はしてませんが、まち・ひと・しごとということについて、再度、どうしていく施策を考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今の桑原議員の質問に対して、二つの側面で答えさせていただきます。

いかに海田町に住んでいただくかということは、この度の総合戦略の中に色々折り込みましたし、今後ともその進めてまいりたいと思いますが、雇用の場を海田町内だけで確保するかどうかといった場合に、海田町の今の立地とかそういうことを考えた場合、これは、圏域、特に広島市の200万都市ではなしに、もう少し小さい、途中でも書いておりますが、安芸地区、そういった広島市の東部地区といったようなところ全体でどのように雇用の場を確保するかということだと思っておりますので、これは残りの安芸郡3町、

それから、広島市、こういったところで共同的なことで取り組みたいと、それが、今回の総合戦略の雇用、それから起業助成というところでしております。ですから、先ほどおっしゃいました海田町単独での減税ですとかそういったようなところは、この総合戦略の中でも、特に考えておりません。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。全員協議会でも申し上げましたが、この総合戦略、東京一極集中の是正、言い換えれば、海田町の中に移り住んでください、あと人口増加という面では、出生率を上げるということに尽きるんだと思うんですが、これ見る限り、全協でも申し上げました、目玉がないんですね。従来やってきたことに、ちょっと毛を生やしたレベルになっている。これで、どうやって、海田町に移り住む方を増やし、そして出生率を上げようと考えていらっしゃいますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）確かに、現段階で目玉と、従来よりも、何か大きく変わったというところはあまりないというのは、確かでございます。ただし、全協でも申し上げましたけども、戦略会議その他、それからアンケートの結果でも、一定の評価、現在の施策について一定の評価を得ております。それから、その結果で、ここ最近ではそういった人口増というところに結びついてきております。そう考えましたときには、新たに何らかの施策を打つよりも、現在しております施策を継続、持続的に続けること、それからやはりもう一つ批判を受けましたのは、それからアンケートの結果を見ても、既にやっている施策をやってほしいという要望も出ておると、そういった、昨日も議論ありましたが、PR不足というところは色々あると思います。それを、まずそのPRというところ、今海田町がやっていること、町内外の方に知っていただくというところに一つ重点を置きたい。新たな施策というよりも、今やっているというところに置きたいと。それからもう一つに、これは逆に今具体的な施策という形じゃなしに、この中に子育てしやすくするっていうところで書いておりますけども、今回も意見書等が出るというふうに聞いておりますが、そういった課題の一つに、経済的支援をどうするかというようなところございますから、ここの分、但し、それが単独でできるか、国若しくは県とのどのような役割分担ができるかというようなところについては、今後県自体の総合戦略ができますから、そこに対して、いろいろと要望するなり意見を申すというような中で、そういった部分、海田町だけでできる部分とできない部分でございます。で、海田町の部分につ

いては、これは作る段階で私ども、そこは悩んでおりますけども、やはり今やってる施策で、相当な経費かかっておりますから、これをやはり続けていくというところにも体力がいると思っておりますので、まずは今、ある程度、海田町で進んで、一応それが評価、一定の評価を受けておりますので、まずそれは必ず持続させたい、そのように考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）確かに今の事業、評価を受けていると思います。PR不足の部分もあるでしょう。全協のときはそう思ったんですよね。ところが、昨日の下岡議員の一般質問の答弁聞きよって、この役場の職員190名中、53名しか住んでいない、海田町に。二十数パーセントですよね。私が議員になったとき、確かまだ3割超えたと思うんですよ。私が議員になったころから新人職員が毎年10人ぐらいずつ増えてきよる、入ってきよる、入れ替わりで。言いかえれば、若い方が職員に増えているにもかかわらず、逆に、町内に住む方が減っている。きつい言い方をすれば、職員ですら、わざわざ海田に移り住もうと思わない。ということはPR不足ではないと思うんです。逆に職員が町がやっつることを知らなかったら、指導力どうなつとる言う話ですよね。となりますとPR不足だけではないと思うんですよ、やはり。その点をどう改善するのか、この総合戦略を読む限り、やはりそこが見えてこないんですよ。人口は確かに増えております、ここ数年。それは町が何かしたんじゃないじゃなくて、デベロッパーや建売業者ががんばったおかげです。マンションや家が増えてなかつたら、人口増えてないですよね。ということは景気が低迷して住宅開発が止まれば、また人口は昔のように減っていくだけ。国、県という名前が出てきましたが、国全体でやっつる経済的支援があれば、海田町の目玉ではありません。国全体ですから。地方に移住は進みません。県がやる経済的支援に乗っかるのであれば、これも海田町独自ではありません。広島市に住んでしまうかもしれません。中心に、中区、南区に。となるとやはり、海田町の総合戦略である以上は、国・県は放っぼらかしといて、海田町の人口を増やさなきゃならないと思うんですよね。それがやはり今の答弁を聞いても抜けている。職員ですら移り住もうとしないんですから。その点は、この中でどうやって対策をとられるんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず職員の問題で申し上げますが、やはりこれは個別な事情だというふうに思っております。特に、結婚した世代につきましては、職員本人だけではなしに、

配偶者との関係とかそういうようなところで、やはりどこへ住むかというところが決まっている傾向が出てきてしまっております。それから、やはり、もう一つが、従来、最近退職している職員の多くは、当時の世相もあったんだと思いますが、割と身近なところに就職するというケースもあったと思います。ですから、どちらかというところ、町内からの応募というところが多うございましたが、今はそうではなしに、我々公務員、この公務員試験も広域的な受験が拡大しておりますから、他町から受験して、その時点で他町に住んでいるところで、それをいかに、おっしゃるとおり、引き込むかというところは、これは、そういう意味ではおっしゃるように、民間の人間を引っ張ってくるよりも、役場の人間を引っ張ってくるというのは大きな意味合いがあると思います。2点目におっしゃいました部分で、海田町、何をあれするかというときに、やはり全体の底上げという部分は、国、県がやる中で、それに海田町がいかに付加価値を付けるかというふうに思っておりますから、海田町に、大きな財政的負担を与えるようなものについては、一定程度、国、県からどれだけとれるかという努力はやっております。その上で、国、県の制度が動かない場合、海田町がどう考えるかというステップだと思っておりますから、まずは今、そういった国、県が総合戦略をどのようにするのか、それを見定めた上で、国、県がほんとうに動かない、海田町がそれを一番の付加価値にできるのであれば、それを大きく考える必要があるのではないかなと思っておりますが、やはり今回、この後、後期の計画も立ててその収支見通しも出しますが、そういった色々な経費が実質義務的経費に徐々に変わってきてつつあるという中では、そういった毎年やるものはどう選択するか、できれば国・県の制度にのせるというように考えたいと思いますし、おっしゃられるとおおり、目玉は必要だと思いますから、そこの部分については、この総合戦略をここで立てたから終わりだというふうではなしに、これ、特に基礎自治体の方が速く作っておりますから、今後、県がどのような総合戦略を掲げるかという段階では、修正ということも考えなければいけないのではないかと考えています。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）昨日の下岡議員の一般質問の中で、下岡議員が言っていましたが、周辺の町は職員の町内在住率が高い、府中町ですら高い。当然、府中町の職員だって結婚とかするでしょう。で、今、副町長おっしゃいましたが、結構なんかを理由に町内に住めないと言いましたが、逆だと思いませんか。結婚した、だからこの海田町に移り住もうかと職員が思うぐらいの町じゃなきゃ、ほかの人は思わんですよ。年々職員の町内在住

率が下がっているということは、そんだけ、中の人間から見ても魅力のない町になっていきよる。数字であらわれていますね、それが、顕著に。もう言い訳も許されない。ここを改めようとする気持ちがないのが不思議でならん。今まで通りのことをやりよったら、同じなんですよ。デベロッパーや建て売り業者が頑張らん限り、この町は人口が増えん、若い人が増えていかん。で、最後、町長にお伺いします。ストレートに。一昨日、出馬表明をなさいました。これから、あれこれ訴えを町内でされていくんでしょ。ただ、この中に、今までと同じことすら書いておらんかったら、町長、何もしゃべれんですよ。何か、次はこれやりますいうても、書いとらんじゃないか。どうということやになりますよ。町長、このまま出したら、そう言われますよ。あれやります、これやりますいうて、総合戦略の中に一言も触れとらんじゃないかって。本当にこのまま出してもよろしいんですか、町長。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）今、住吉議員、ご指摘のことについては、非常に一番町民の人口増にかかる問題でございますが、先ほども副町長のほうから話がありましたように、職員採用の問題についても昔と言いますか我々が知っている時代は、町の者を優先的に採用した時代がありました。今伝統的に、ほとんど、オープンにですね、各地で採用の状況は変わってきました。そう言うことを踏まえても、今年も一般職を募集したら160人ぐらいの応募はあるんです。その中を見ても、町内の居住者というのはわずかしかないという状況が、現在の状況です。そうした中で、先ほど来、ひと・まち・しごとの問題で、町独自の目玉というのがですね、今やっとなことをとにかく一生懸命やって、それ以上にですね、海田町の魅力を発信する。特にPR不足、それを問題を解決したり、また商工業発展とつなげないとですね、海田町に行っても仕事がないと、住むのには便利がいいけど仕事がないということ踏まえてですね、商工会とか工業部会とかですね、雇用の場の提供をしっかりお願いをしてですね、パートにしても、しっかりとですね、色んな、今、色んな大型店舗も進出してきてますので、その中でですね、商工会とも一緒になってですね、まちづくりについて、改めた再開発にしたいと、こういうふうに考えております。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）12番西山です。まず最初に今回の海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略、議会に出されたのは、案ですね。で、いくら全員協議会で議員のいい意見、いいア

ドバイスがあったとしても、修正をしなくてそのままが上がってくる、なんです。で、これ、やっぱり素案のときに、戦略会議の、されると同時に、そのことを、やっぱり、議会、住民代表ですので、議会にもやはり、素案の段階で意見を聞かれるべきだったと思いますが、それはどうでしょう。それで、次に、5 ページに、今回のこの総合戦略の推進体制っていうところで、ちゃんと述べられているんでね。P D C A サイクルの確立というところに。この検証は、創生総合戦略会議に報告することとし、そこで寄せられたご意見を反映させながら、必要に応じて施策の追加・変更等を行うなど、総合戦略の見直しを図ります、とありますけども、やはりもう過去には戻れませんので、常に見直していかないといけない。あと4年間ですが、そのときには、やはり、煮詰まったものではなくて、素案が、変更しようとする、素案ができたときに、議会としての意見、アドバイスをまず聞く、聞かれるお考えはないかということ。3番目は、3番目はですね、P D C A サイクルの確立という、今回国も数値目標達成に対して、強化を設定されてます。確かにここも出ております。今までの、国が指針としてたくさんの数値目標立てなさいと言われても、現実的にはあまりそれがそこに達成値にいくまで、努力が足りないといったらおかしいんですけど、今回はこれ厳しく評価をされる、次への、町に対する実各自治体に対する評価が変わってまいります。その数値目標に対して、このP D C A に対してどんな覚悟を持っていらっしゃるかということです。最後に、20 ページ、そのひとつなんですけど、20 ページの豊かな高齢社会の形成っていうところで、地域包括支援センターを中心とした体制づくりに具体的施策を上げられております。この問題は、国は、厚生労働省は平成 27 年、28、29 年度、3 年間で、このシステム、センターを取り上げなさいと言われておりますが、海田町は、この後3年間のどの年度で、この支援センターを中心としたか地域包括支援センターを体制作りをなさる計画でここに掲げられていますでしょうか。以上、質問します。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず第1点目の議会との関係という形で申しますと、まず一つに、今回この戦略を議決をいただく自治体は、広島県内 23 市町では海田町だけという形になっております。ということで、今回案という形でお示しして、皆様方のご議論を得た上で総合戦略を議会と一緒に作って行くという気持ちでおります。先ほど住吉議員からも全協で色々目玉がないとかというような話が、施策にというところも出ましたが、あの日の私どもの感覚では、総体的にはご理解いただいたんではないかという感触を受けまし

て、あの日に、例えば具体的にこういう事業をとるか、そういうような部分があれば、当然にここへ出してくるときにまで修正があったんですが、一応概ねのご理解をいただいたという判断で、これはこっちの一方的な判断ですけども、で、今回提案をさせていただいております。これ当然に今からP D C Aやることによって修正をかけるためにも、今回、元を議決いただく訳ですから、今後修正する度に、やはり、当然に、総合戦略会議あくまでも参考意見としていただきますけども、議会の方は議決という形で、町長のまちづくりに対する発言もありましたが、私ども執行部と議員の皆様方と一緒に、この総合戦略を作ると、そういう考え方でおります。ですから、次にP D C Aの話になりますが、今回の数値目標、相当悩んでおります。元課からすると、もう少し低い、どういんですか、達成が十分可能な数値という形で最初に出てきておりますが、当然それでは目標数値になりませんので、政策的な面も含めて、もっと実際に目標となるべき数字に置き換えさせたところもございます。ですから、実現に向かっては相当な課題がある数値もあるというふうに思っておりますけども、一つ施策を進めることによって、目標数値、それからそれぞれの分野において掲げております、特に国が一番評価してくるK P Iの達成については、全力を尽くしたいというふうに考えております。最後の質問、福祉保健部の方から答えさせます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）西山議員のご質問の、20 ページの豊かな高齢社会の形成の部分でございすけれども、ここの施策の①地域包括ケアシステムの構築、これにつきましては、平成 29 年度中にはこの改正を構築をしていくというふうな目標でございす。で、その中で、この総合戦略の中の期間が5年間ですので、その中で挙げております指標がその地域ケアシステムの一つでありますケア会議の開催回数で、これは今年度から徐々にではございすが、増加をさせておる状況でございす。

○議長（久留島）西山議員。

○1 2 番（西山）私が見直していただきたかったのは、今回はもう案として出されました。

で、全員協議会で、意見がなかったから概ねこれで了解していただいていると判断をしたということですが、基本的に、あの時に何人かの議員が目玉がないと、本来は修正をかけたいという思いがあった訳です。しかしもうそれは過去のことなんです、先ほど述べました、5 ページにあります今後、創生総合戦略会議に諮って報告をして、ご意見を反映させながら、おっしゃっておりますので、ここに、住民の代表としての議会

がある訳ですから、議会の意見とかアドバイスを入れた中で、結論としてほしいと言ったんですけど、そのお考えがあるかないか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）当然それはございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）3番、兼山です。37ページに、今のPR不足とまたは町外に発信しますということが末尾で書かれてるんですが、先日、広島県のもので、基礎基本の学力調査、あと全国の学習状況調査を一応拝見しまして、我が海田町は、わずか数年です、県内でもトップクラスの数値を、学力、点数ですね、向上しております。で、このビジョン見ましても、アンケート中にそういうことが書いてないので出てないんですが、海田町はですね、そういう意味で、学力、教育力向上が、非常に色が出ております。そういった意味で、今後ですね、今のPR素材、今のこういった色、十分持っておりますので、今後こういった戦略会議中に、こういった教育力向上、私らの40代前半もしくは30代後半、こういった子育ての世代、小・中学校へ通っている子どもを持つて親が非常に多いんですが、そういった世代が、非常に住みやすいナンバーワンは、実は教育力なんですね。学校がしっかりしている、教育力がしっかりしているというところは非常に住みやすいというふうに、アンケートも出ております。そういった意味で、こういった戦略会議に取り入れる考えは、企画として今後ありますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）戦略会議案の14ページをご覧いただきたいと思います。そこで教育関係のKPIを掲げておりますが、これは企画部局としては、教育委員会のほう、相当思い切ったKPIを出してこられて来られてたと思っておりますし、これの今後達成ができれば、そういった部分出てくると思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）8番、岡田です。今の議論をずっと聞いてったんですが、これは全国的にこういうふうな格好で、今の安倍政権がやってくるんですけど、なんかこう、やはり今までとほかの議員も言われたんですけども、この海田町に特化したものがなんか見当たらないのですよ。人口を増やすいうても、どこの町でも当然これを受けてやる訳なんですよ。それで、やっても、どんどん人口が減ってくるから、今の地域の格差いうんですかね、どんどんどんどん格差がついてくるからということで、小さい自治体も必死いう

んか、自治体がなくなってしまうんじゃないか、なかなかというぐらいの危機感をもって色々な施策をやられとる訳ですけど、海田町の場合、立地的いうんか、それで、そんなに、今当面、どんどん減っていくと、人口が減っていくというふうな状況ではないと思うんですけど、やはりなんか、このそういうふうな中でも、やっぱりこの、ある程度特化したものいうんかそういうふうなものがなかったら、平均的いうか、そういうふうな格好になっていくような気がするんですよ。特にこのそういうふうな特化した箇所いうたら、やっぱり町長、副町長のこの施策の思いというか、そういうものが一番強く出てくるところだと思うんですけどもね、なんか、これみたら、さっきの住吉議員のあれじゃないんですけど、何かこう、本当に平均みたいな格好になってくる訳なんです。だから何か特化したものいうんか、そういうふうな、特別になんかどんと出たものという訳ではないですが、何かこの、アピールするものが必要なんじゃないかと思うんですけど、その辺のところをお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡） 確かにおっしゃるように、今現在行っております政策の問題とか、方針の問題も、かなり他町村に負けないぐらい頑張る決意で取り組んでおりますが、そういったことも踏まえてですね、今回の国、県がこういう地方創生の問題に取り組んで、いろんな補助金等の問題もございますので、また、西山議員からも話がございまして、議会と町民と皆さんのいろんな意見を聞きながら、あらゆる立場でですね、海田町にあった、目標のあるものつくっていききたいと、こういうふうを考えます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 討論なしと認めます。

○議長（久留島） 討論を終結いたします。これより第 43 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 43 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 異議なしと認めます。よって、第 43 号議案は原案のとおりこれを決めます。この際、暫時休憩いたします。再開は、10 時 45 分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第4、第44号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第44号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について。広島市東部地区連続立体交差事業の海田町部分の詳細な事業内容の検討に一定の期間が必要となるため、投票の期日の見直しを図るものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）企画部次長。

○企画部次長（門前）それでは、第44号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書9ページ、第44号議案をお願いいたします。また、資料6、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例新旧対照表を提出しておりますので、併せてご覧ください。住民投票の実施にあたりましては、広島市東部地区連続立体交差事業の海田町部分の詳細な事業内容の検討に一定の期間が必要であることから、町民の皆様が適切な判断を行う上で必要な将来の海田町の姿を現段階ではお示しすることができない状況でございます。そのため、投票の期日を「この条例の施行の日から平成27年9月30日までの間で、町長が定める日曜日」から「規則で定める日」に変更するものでございます。施行日につきましては公布の日からの施行でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番佐中ですが、提案理由の中に、JR高架事業で、海田町部分の詳細な事業内容、詳細とはどういうことを示して詳細なのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）連立を巡って一昨日来の話で、大正矢野線がどのようになるのかというところが一番大きなポイントかなと思っておりませんが、その他いくつか、橋の高さ、い

わゆる高架の高さ、そういったような問題も出てくると思いますし、関連街路が最終的にどのような形で変更されるか、こういったようなところが、今後のまちづくりを描ききれないポイントかというふうに思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）JR高架事業によって、ここの本庁舎がですね、移転をするというのは、もうどっちになろうと明確になっておる訳ですね。それを、今までにできなかったこと、私は大きな責任があると思うんですね。今回のされるのが、規則で定める日、これが通ったら町長がもう好きな時にできるということです。のりくり逃げた議会がこうしてくださいと言うのを、言うことも聞かずに、結果的にはもう規則で決める。これでは議会軽視に大きくつながってきとるんですよんね。それはどう思うんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回従来の改正案と違いまして、日付を入れませんでしたのは、逆に、県側から、先ほど言いましたような部分がどの段階で示されるのかというのがまだ明確に出ないということで、それが1年先になるのか2年先になるのか分からないと。私どもとしてはできるだけ早期に示してほしいというふうにしておりますが、現段階でそれがいつ示せるかというところの回答がないため、こういう形をとったものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）説明は色々されるけれどもですね、これは、議会に諮らず町長が勝手に好きなように決めていく、こういう中身なんですよ、私は受け取るんですがどうですかお尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今申しましたように、逆に、町長の方の裁量という部分も、確かにその文面上は読めますが、現段階で、連立のそういった詳細な姿がいつになるか分からないというところで、具体的な日付が示されない以上、立法上こういう形になるということで提案をさせていただきました。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。町長にお伺いします。今現在、町長は、新しい役場庁舎、移転先ですね、どこが一番ふさわしいと思われてますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）従来より私は駅前に庁舎をするという方向で先般の町長選挙にも立候補させていただいて、町民の負託を受けたというふうに考えます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）いうたら、副町長の説明がおかしうなるんですよ。高架の高さもはっきりせん、大正矢野線の幅員もはっきりせんいうたら、副町長の説明がおかしうなるんですよ。町民に皆さんが判断しづらいでしょうということ为先延ばし。選ばれた方が判断しておるじゃないですか。選びにくいことはないんですよ。町長、今、駅前がええ言うた、選んどるじゃないですか。それともなんですか、町長はまちづくり云々かんぬん考えずに駅前を選んだとでも言うんですか。副町長の答弁が正しければ、そうなりますよ。結局逃げてばかりじゃないですか、ずっとこの問題は。今までそんなこと言いよらんかったでしょ。連立の見通しははっきりせん、立ち退きするんかどうかわかんけん先送りする。もう立退きするのは分かったし、新しい道路ができるのも分かったし、駅の両脇の踏切も高架になるの分かったし、これ以上何を悩むんですか。先送りにして何かいいことがあるんですか。今の町長の答弁と副町長の答弁がかみ合わんのんですよ。判断できんことはない、町長自身が判断されておるじゃないですか、どちらが正しいんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）この問題の執行部側の方は、駅南口が妥当だというふうに考えている。それから議会の多くの方が、逆に、県庁舎の跡のほうがいいと考えていらっしゃる。ここの部分というのは、連立の問題だけでなしに、色々なところでの主張だと思っております。私が、その材料を示さない判断できないのではないかと思っております。それから、一般の町民の方がその部分で判断できないのではないかと思っております。ですから、そういう意味で町長答弁と食い違いはないものと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）今の答弁は町民の方に失礼でしょう。判断できんじゃろうというのは。町民に選ばれた議会も判断しとる、町民に選ばれた町長も判断しとる。十分じゃないですか。あとは住民投票に向けてお互いがメリットを町民に訴えて皆さんに投票してもらえばいいだけの話でしょう。大正矢野線の幅員がわからん、高架の高さがわからん。それは両方に当てはまること。どちらかが不利になる話じゃない。結局言い訳でしょう。もう一遍言いますよ。町長が駅前と判断したということは、まちづくりがどうなるかわかん

とるとのことじゃないですか。違うんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現時点におきましても合同庁舎の前あたりの道路がどうなるかという質問を受けますが、現段階では答えきれておりません。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）住吉さんの続きですがね、現段階の海田矢野線、道路はどんなになっても関係ないんじゃないですか。別に関係ないじゃないですか。だから一回、みな示してあるんじゃないから、それどっちがどう転んでもええんですよ。だけど、町民の皆さんは早くしてくれえと。最初の副町長の答弁じゃね、高架事業はきちっとしたら、ね、やるか、やらなかったら、はい、やります言うちゃった。今度は細部が見えなかったらやらないと、ほいたら何年先か分からんじゃないですか。それまで町民は待ちませんよ。やって、で海田矢野線がどうなろうがこうなろうが、側道が付くのはわかっちゃるんだから。2車線になろうが、1車線になろうが、もう一本道路があるんじゃないけん、その先はどうなるか、まちづくりが変わる訳ないじゃないですか、ね。だからそうじゃなくてね、住民の皆さんは、どちらをどう思われますかと、アンケートぐらいでもとるんなら、まだかわいいんですよ、ね。アンケートも取る気はない、何も取る気はない、12年間、放ったらかし。町民の皆さん聞いてみなさいや。町長 12 年間でほいじゃ、何をあれしたか、目玉になるもの。実際聞いてみなさいや、町に出て。だから言うんでしようが。きちっとした方向性を持たんかったら、魅力ある海田町まちづくりをやりましても何もならんでしようか。そこを言いよるんですよ。各、町々、ビジョンをつくりなさいと、特色あるビジョンをつくりなさいと、ね。政府はそれを一生懸命言うでしよう、そういうためには補助金も皆出しますと、人材も派遣しますと、ビジョンが良かったら総務省から人材を派遣しますと、予算もつけますと、いうことははっきり公表してとてんですよ。だから、だからね、どっちがええか、住民投票がだめなら、その前にきちっとアンケート調査でも広報の間につけて、送ってくださいというぐらいのことを、6月定例会ぐらいまでにやられたらね、わしは住民投票をどうのこうの言うんじゃないんです、ね。従う、従わんは執行部の、町長の勝手じゃけえ。けど住民の意見も、執行部は十分に把握せんやあいけんのよ。そこらはどう思われるか、ちょっと。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）アクセス条件がどのようになるのかというのが、一つの判断材料になる

という声を持たれている方が多数いらっしゃることも確かだと思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）6番、宗像です。この間の説明のときにも聞かさせていただいたと思うんですけども、このもともとの条例、私の記憶に間違いなければ、議員発議の、全員発言でつくった条例と、僕、理解しております。議員の中でいつにするか、話し合いで、当初、12月末か、記憶ははっきりしてませんが、3月末か、それをまた延期する格好になったと思います。あくまで議員発議という、全員発言でつくられた議案に対して、この施行日、施行するまでの時間をやっぱり議員の方に委ねるべきでは、私は、ないかと思っております。僕自身、これはもう今時間的に間に合わないし、都市計画の問題も含めれば、確かに合同庁舎なんかは、逆に大正矢野ができれば交通網がよくなって、利便性が良くなる可能性は十分ございますし、逆に、駅前の方は大正矢野ができることによって、呉線の踏切のところの交差点がどうなるか分からない、便が悪くなったりする、不利になる要素も出てくる。それは理解しますけども、やはり、議員全員発議でつくった議案に対して、その施行、どういうんですかね、住民投票の期日を、ただ延長して下さいというのは僕は多少は理解できます。でも、それを自分らの方へ期日を委ねてくれというのは、少し筋が違うように思うんですが、いかがでしょう。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃいましたように、住民投票条例について、議員全員一致で制定された条例だというのは、十分に承知しております。そのために必要な予算も組んでおりますし、そういったことはしておりますが、先ほども申しましたように、これまでのように延す年月日という段階で、前回よりも今回不透明な、期日が分からないのは、今までは連立の見直し自体がどうなるかというところがございましたが、今回ある程度方向性が示されて、ここ1年か2年の間にはそういった先ほどおっしゃいました、特に大正矢野線どうなるかというのが示されると。ただし、それが1年か2年かというところが県から明示されておられませんので、立法上の趣旨として、こういう、技術としてこういう形をとらせていただきました。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）手法としては分かる。僕が理解していないんじゃないくて、ただ、やっぱり議会を尊重する意味で言うたら、それは連立のスケジュールはある程度簡単なもの示されたと思う。その示された中の、そのスケジュールにできるだけ合わさっていただきました

いというのは、僕は理解できますけども、その期日を自分の方に委ねてくださいというのは、ちょっとその辺が理解できないんで、その辺の説明をもう一度お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）住民投票をするかしないかという根幹部分ではなしに、期日の部分という形で考えましたので、今回、今おっしゃいましたような、示されるのが1年になるか2年になるかというところで、従来は見えないからとりあえず1年延長、半年延長という形でしたが、そういった姿が見えるまでと、これがまた法律用語として書き辛うございますので、こういった、立法技術をとらせていただきました。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。下岡議員。

○4番（下岡）4番、下岡です。本条例の改正案がですね、提出された訳なんですけれども、なぜこの時期になったのかについてお尋ねしたい。この改正案がですね、仮に否決されたとしたらですよ、原案がですね、生きる訳ですよ。9月末までにですね、町長は住民投票をしなければいけない、そうなる訳ですよ。この改正案が否決されたらね、原案が生きる訳だから。で、今副町長が言われるようにですね、詳細が示されてない。それは、6月のですね、県が説明された時点で、もう分かる訳ですよ。それであるならばですね、その直後にですね、この条例案を、臨時を開いてですね、出されるべきではないです。今この時点で修正された時に、原案が生きてますから、9月末までにですね、住民投票しなきゃいけない。法律上そういうことですよ。されるんですか、お尋ねします。否決された場合、この改正案が。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）可決していただくべく提案しておりますので、否決されたときのことを現在コメントできません。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）はい。それはね、ちょっと無責任じゃないですか。議会がね、可決することを前提に、町長、物事を進めてるんですか。可決するか否決するかはですね、議会の意思ですよ。それなら当然ですね、否決されたときのことを考えるべきでしょう。いいですか。これが否決されたら、町長は9月末までに住民投票を行わなければならない。その条例案が生きてるんです。それやらなかったら、どういうことです。条例違反、9月末時点までにやらなければ、9月末時点です、条例違反ですよ、町長。どう責任を、どうとられるんです。今現時点で9月末までにですね、今日本日否決したら、やる

お考えがあるのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）繰り返しの答弁になりますが、私どもとしては可決していただくべく、それぞれの議案を提出しております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）だからね、時期的にですよ、6月の中旬に県は示した訳だから、今言うように詳細がないと町民に説明できないと考えるんなら、6月末だとか7月初めにですね、やる、臨時を開いてですね、今のこの改正案を出すべきであったと。もうこの時点になったらね、事実上できないかもしれない。そういうことはね、当然予測してですね、行政やるべきではないです。仮に否決されたら行政の怠慢ですよ。はっきり申し上げておく。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。質疑なしと認めます。

（「答弁」と言う者あり）

○4番（下岡）答弁不要。

○議長（久留島）答弁いります。

○4番（下岡）不要。

○議長（久留島）本人が不要じゃいうて言っておられる。質疑なしと認めます。質疑を結びたいします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですのでこれから討論を行います。まず、反対討論を許します。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。第44号議案、延長の延長、住民投票のやる気のない条例、無期限延長とともとれるよう改正は、意味がないと思います。ということで反対の意思を表明し、議員各位の賛同を求めて、反対の討論といたします。

○議長（久留島）ほかに討論ございますか。続いて賛成討論ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）賛成討論ですか。兼山議員。賛成討論を許します。

○3番（兼山）3番議員、兼山です。第44号議案の賛成の立場で討論します。住民投票は今この時期ではありません。現庁舎が立ち退きを余儀なくされる状況下で、移転補償費などの費用捻出を再協議または再交渉した上であること、提案の理由を併せて、こうい

った項目がなければ、住民投票を実施することは、AかB、どちらか選択する単なる引越し扱いとなる可能性が含まれてしまいます。庁舎は立ち退きであることを、県に認めてもらった上であることが前提でございます。庁舎位置が決まらなければ、まちづくりが進まないという意見もありますが、現実には動き始めたばかりです。全国的にも珍しい、まるかぺけかとか、是か非かではない、AかBを住民が投票する、せつかくの住民投票条例なんですから、住民の皆様に対しましては、十分な情報提供を提示できるだけの詳細な事業内容があった後である方が有効であります。以上の理由で、この 44 号議案は賛成します。皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論ございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）住吉議員、反対、賛成どちらですか。

○5番（住吉）反対です。

○議長（久留島）反対討論を許します。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。第44号議案、海田町庁舎建設場所について町民の意思を問う住民投票条例の一部を改正する条例案に、反対の立場で討論いたします。今日まで、住民投票を実施しなかった理由として、執行部は広島市東部地区連続立体交差事業の見直しの推移を見守りたい、現役場庁舎を立ち退かせる必要があるか分からない、と答弁されておりました。しかしながら、6月に公表された再見直し案では、高架になる区域及び新設道路も明確になっており、現庁舎立ち退きの必要性があることも、広島県の説明において明言されております。それにもかかわらず、今度は、東部連続立交の海田町部分の詳細な内容の検討のためと、新たに言い訳をし、さらに住民投票を先送りすることは、もはや決断できない政治、逃げの政治姿勢と批判せざるを得ません。再び住民投票を先送りにすれば、駅南口の千葉倉庫跡地、県合同庁舎跡地の活用が遅れ、町の活性化にとって大きなマイナスにもなり、町長が海田町全体や町民の皆様のことを全く考えていないと、断罪せざるを得ません。以上のことにより、本議案に反対いたしますのであります。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第44号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さん

の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（久留島）はい、お座りください。起立少数と認めます。よって、第 44 号議案は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 5、第 45 号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 45 号議案、海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号カード等の再交付の事務にかかる手数料の額を定めるものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは、第 45 号議案海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 10 ページをお願いいたします。併せて、資料 7 の海田町手数料条例の一部を改正する条例の概要と、資料 8 の海田町手数料条例新旧対照表をお願いいたします。なお、説明につきましては、資料 7 の条例の概要により説明させていただきます。はい、この度の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、現行の住民基本台帳カードの交付等手数料を廃止し、新たに通知カードと個人番号カードの再交付手数料の額を定めるものでございます。手数料の額でございますが、通知カードと個人番号カードの初回交付分については、国が費用を負担するため額の定めはございませんが、国が費用を負担しない再交付について、通知カード 500 円、個人番号カード 800 円と定めるものでございます。なお、再交付でも、国が費用を負担するものについては、備考欄に記載のとおり、無料としております。また、個人番号カードに電子証明機能を付す場合は、別途 200 円の手数料が必要となります。施行期日についてですが、通知カードの再交付手数料は、カードの交付が開始される平成 27 年 10 月 5 日とし、住民基本台帳カードの交付等手数料の廃止については、カードが使用できなくなる平成 28 年 1 月 1 日、個人番号カードの再交付手数料については、カードの交付が始まる平成 28 年 1 月 1 日としております。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。岡田議員。

○8番（岡田）8番。岡田です。このマイナンバーが導入されるということでのこの再交付ということなんですけど、どういう場合にこの再交付ということになるんでしょうか。例えばカードをなくした場合とか、色々あると思うんですけど、どのような場合に再交付をしなければいけないのか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）再交付についての質問でございますが、本人の過失等によりカード紛失した場合、もしくは破損した場合、もしくは消失した場合、そういった場合が該当となります。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）このカードはものすごく大切なものだと思うんですけども、このカードの個人の取り扱いですよね。例えば普通のクレジットカードのような取り扱いでいいか、それとも、例えば常時持つとってもしょうがないのか、どっか家に置いておいた方がいいのか、どういうふうな、個人の方の取り扱いです、行政とか企業じゃなくて、それはどういうふうな格好になるんでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）カードの取扱い、個人の取り扱いについてですが、お金に続いて重要なものですので、紛失漏れ等がないように厳重に保管していただくべきものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。単純なことを聞きますけど、このマイナンバー制度で、マイナンバーは拒否できるのかどうか。拒否しても、国が、町長のそういう番号によって管理できるというシステムになっておりますけども、拒否した場合にはどうなるのか、お尋ねします。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）個人番号の付番につきましては、10月5日時点の住民票に基づいて、全ての住民に付されるものです。通知カードにつきましては、10月以降、各世帯に簡易書留で郵送されるものでございます。確かに議員指摘のとおりですね、一部、その拒否ということを言われてる方がおられるのは確かでございますが、国においてはですね、この通知カード、マイナンバー、非常に大切なものですので、確実に受け取りをお願いし

ているところです。仮に簡易書留を受け取らなかった場合は、住民票がある市町村に戻ることとなりますが、それはカードが届かないということだけで、それぞれ住民にですね、個人番号はすべて付されるものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、カードがなくても、本人は、困ることはあるんですか。お尋ねします。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）来年1月以降、個人番号の利用が実際に開始します。そうしますと、各種窓口等でですね、個人番号の提示を求めることがございますので、カードについては確実に受け取っていただくよう、お願いしてるところでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。事務手続上のことでお伺いします。この間の福祉厚生委員会で、この通知カード、一斉発送じゃなくて順次発送というふうに説明を受けましたが、当然、町民の皆さんに届く時期はばらばらになるかと思えます。ある程度範囲も広いとなりますと、届いてない方が、近所の方がもうカードあるよう言うて、いや届いてない自分が失くしたと勘違いされる場合も当然出てきますよね。要は再交付の申請に訪れた方が、失くしたのかまだ届いていないのか、そのチェックはどのようにされますか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）この通知カードにつきましては、ご指摘のとおり10月中旬から順次発送して、国の方では10月中におおむね約過半数の世帯に初回のお届け、10月中旬までにおおむね9割程度のお届けで、11月末までには全世帯に届ける予定でございますが、簡易書留で郵送しますので、基本的には、ご本人様の方で、届いているか届いていないか把握していただきたいところでございますが、仮にその誤解によりですね、失くした等の場合はですね、基本的に再交付手続き、紛失届を出していただく手続きとなりますが、大事なカードですので、届いたか届いてないかについてはですね、それぞれきっちり把握していただきたいと思えます。勘違いで、本当は届いてないのに、届いたと。本当は届いてないのに届いて失くしてしまったと勘違いされた方についてはですね、カード発送状況を、地方公共団体情報システム機構の方で確認できますので、そこは住民課の方でしっかり確認させていただきます。

○議長（久留島）はい、住吉議員。

○5番（住吉）要は、届いたか届いてないかの判断は、書留じゃけえ、受け取りましたよいう分で、分かりますよね。ただ、時間差出ると思うんですよね。まだ郵送中かもしれない。そういったチェックは、どうやってできるんですかね。極端な話を言えば、住民課の方に、自分はなくしたと思い込んで来られる方が出るかもしれない。再交付の手續に。それをすぐ確実にチェックできる方法はもうできているんですか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）その詳細のチェック方法については、把握できておりませんので、県、国を通じて確認をしてみたいです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）補足です、今後の指導といたしましては、この10月から、実際にその番号通知カードが必要となる1月1日までの間に、そういう紛失して再発行という方が出た場合には、逆に十分に確認していただくよう、その、本当に紛失したのか、いつ届いたのか、というようなことを窓口で聞き取りをさせることによって、あの、レアケースだと思っております。もう完全にほぼ行き渡った後で紛失で来られているのではない、今説明しました11月、もっといえば12月ぐらいまでは受け取っておられない可能性もある訳ですから、直ちに再発行するのではなしに、そういった確認をするという行為を窓口でさせたいと、これは、そんなにこの時点でそんなに再発行、本来ある訳ないんで、そういうようなところの部分については、住民サービスの観点から、十分に確認をさせるようにさせたいと思います。先ほど課長の方からは、そういった今から確認すると言ってますけども、確認方法もさせますが、それよりも住民の方とのやりとりの中で、その点が起こらないような形をとってまいりたい、そのように考えております。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「討論あります」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。岡田議員。

○8番（岡田）8番議員、岡田です。第45号議案、海田町手数料条例の一部を改訂する条例の制定に反対をする討論を行います。この手数料条例の一部を改正する条例は、マイ

ナンバー制度が導入され、通知カード、個人番号カードの再交付手数料の規定が追加をされるので、まず反対をいたします。まず、日本に住む人にひとり残らず番号を割り振り、国が管理をするマイナンバー、社会保障税番号制度の本格運用に向け、安倍内閣が準備を加速しております。番号の利用範囲を、金融、医療に拡大をする改正法を国会で成立させたのに続き、10月5日から、番号を国民に知らせる通知カードの郵送を開始します。しかし、多くの国民は、制度を詳しく知らず、むしろ、情報漏れの不安を広げております。地方自治体や企業も対策が遅れております。こんな状態で、厳重な保管が必要な番号の通知を始めることは個人情報に危機にさらします。実施に突き進むのは無謀で、中止をすべきであります。マイナンバーは日本国内に住民票を持つ赤ちゃんからお年寄りまで全員に12けたの番号を付け、国が管理をし、税や社会保障の手続などで使用する仕組みです。現在は年金や税金、住民票など、個人情報は公的機関ごとにそれぞれ管理されていますが、マイナンバーで各情報を1本に結びつけることが可能になります。行政側からすれば、国民の所得、社会保障給付の状況を、効率よく把握できる反面、国民にとっては、今まで分散をしていた個人情報の収集を容易にするマイナンバーが、ひと度外部に漏れ出せば、悪用され、個人のプライバシーが侵害される危険は、飛躍的に大きくなります。10月からの番号通知後、来年の1月から税金事務、雇用保険などの事務で使用する計画です。顔写真の個人番号カードを希望者に発行し、身分証明書として使えと、便利さを売り込みますが、他人に見せてはならないマイナンバーを持ち歩くことは、個人情報の保護にとってマイナスだという指摘が上がっております。改正法は、健康情報や銀行口座などとマイナンバーを結びつける、民間分野への拡大することを盛り込みました。範囲を広げるほど情報漏れのリスクが高まります。日本年金機構から125万件もの情報流出が発覚をし、政府の情報管理への不安が高まる中、当初予定をしていた基礎年金番号とマイナンバーの連結は最長1年5か月延長しました。しかし、年金機構以外の公的機関などでの万全な対策がつけられているという状況とは言えません。年金情報漏れ発覚後、政府が地方自治体を緊急に調査をしたところ、情報保全措置が不十分な自治体が存在する実態が判明をいたしました。マイナンバーの運用まで対策が間に合う保証はありません。マイナンバー情報が流出した場合の被害の大きさと深刻さは、はかり知れません。従業員や家族のマイナンバーを集めて罰則付きで厳格に管理することが求められている民間企業の対応も立ち遅れております。中小企業は、業務の煩雑さや出費の多さに頭を抱えている状況であります。また、10月から約5,500万世

帯に簡易郵便で送られる通知カードが、施設入所者などの高齢者など 200 万世帯以上に届かない問題も発覚をいたしました。1 か月を切った段階での解消は困難です。政府の最新の世論調査でも、マイナンバーの内容を知らない人が半数以上です。情報保護に不安を感じている人も増えております。国民の支持や理解が広がらない制度を急ぐ必要はなく、延期をしても国民に何の不利益もありません。マイナンバーは実施中止の決断をすることこそ必要です。以上の理由で、通知カード 500 円、個人番号カードを 800 円の再交付手数料の規定の追加を行うこの海田町手数料条例の制定に反対をいたします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 45 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第 45 号議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 6、第 46 号議案、海田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 46 号議案、海田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の取り扱い等、所要の改正をするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）それでは、第 46 号議案、海田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書の 12 ページをお願いいたします。資料は、資料 9 の海田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要、資料 10 の海田町個人情報保護条例新旧対照表になりますので、併せてご覧ください。改正内容については、資料 9 の海田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要でご説明させていただきます。改正の理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以後、説明の中で番号法と呼ばさせていただきますが、こ

の番号法において、特定個人情報などの適正な取り扱いを確保するための措置等が規定されたことを踏まえ、海田町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。改正の概要でございますが、今回、番号法におきまして、個人番号等について、定義が規定されましたので、それぞれ法と同様の定義規定を条例の中に追加するものでございます。次に、番号法の中で、行政機関個人情報保護法が読み替えられており、行政機関個人情報保護法について対応がなされております。しかし、法の読み替えは、あくまで行政機関個人情報保護法だけが対象になり、町の条例については適用されません。そのため、町の条例を改正するものでございますが、(2)の1ページから3ページにおいて、法の読み替えと町の条例等の改正を対比して一覧にしております。これらの項目について、原則的に番号法において読み替えられた行政機関個人情報保護法のとおり、町の条例を改正しております。その他に、再委託の取り扱い、独立行政法人通則法の一部が改正されたため、引用条項の整理などを行うものでございます。施行日は平成27年10月2日から施行いたします。ただし、情報提供等記録に関する部分については、番号法附則第1条第5号に定める日、平成29年1月を現在予定しておりますけれども、この日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより説明を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○14番（佐中）個人情報保護条例の一部を改正する、端的にお尋ねしますけれども、マイナンバーを取り扱うことのできる事務、これは社会保障の分野であるとか、税分野、災害分野、どこまでどのように、ここの中に、統一番号の中に入れていくのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）個人番号の利用できる範囲については、番号法の別表第1において規定されているものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）ええ答弁じゃいやあ、ええ答弁じゃろうが、私、理解できんよ。あの情報入れるん、住所、氏名、生年月日、そのあと、家族関係であるとか、あるいは財産の問題では、所得であるとか、所得であるとか、資産であるとか、そこら辺をどこまで入るのか聞いておるんですよ。年金はあるのかないのか、どこまでどうように入るのか、これらを聞いておるんですが、個人のそういう情報をそこに入れるんじゃから、明確に

説明してもらわなかったら理解できないのですが、それはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）色々な、あの先ほど住民課長が申しましたけども、あの番号法の中に利用する事務が定まっております。その定まっている事務の中に、色々な事務、まあ税であったり、保険だったりする事務がありますけども、今まで取り扱ってきた、まあ、住所、氏名、生年月日とか所得とか、そういうものにマイナンバーが付くというところでございますので、利用事務においてマイナンバーがひつつく事務が違いますので、一概にどこからどこまでが一つのくくりになるというところではない、いうふうに考えています。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今、役場が把握しておる中で、情報がいっぱいある訳ですよ。例えば医療の関係であるとか、まあ税の関係であるとか、保険の関係とか、それが全部その中に入っていく訳でしょう。そうしたら、この条例をもって、つけたり、足したり、引いたりすることが、ここの中に入ってくると思うんです。それは何かと聞きよるん。私の個人のこと全部そこに入って、もし誰かに、それが情報を見られたり、やられたら私困る訳ですよ。だから、具体的にそれは何が、何々入っていくのか。示されんのなら、何項目、100項目入るのか、50項目入るのか、個人の情報、最後にゃ、3年後には預貯金まで入るといふ訳でしょう。そういうシステムを、ここの前段の中で、おまえら議会で認めたじゃないかということになると、我々の責任で、困るから、何々入るかということをお尋ねしとるんです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）あの、ここの説明に書いてございます特定個人情報と、個人番号、内容を含む個人情報というのは、これはカード中に入る訳ではございません。例えば、今から確定申告をされるとかそういったようなときに、その申告書に、番号をふっていただく、そういった番号を今からふらなければいけないのを、あの、ひとくくりで別表第1という形で答弁いたしました、そういった部分で、あのどういうんですか、それを記録してまいります。それで、それらの照合にあたって、この方の、例えば、申告と給与報告とが合っているかどうかとか、そういったチェックを今から行っていく訳でございます。そういう意味では、今、佐中議員がおっしゃられた、個人番号カードにいろんなものが増えていく訳ではなしに、今までいろいろ出されている、個人が出されている、

そういう社会保障であるとか、そういった各種内容の書類に個人番号が付されていくということで、それぞれの情報を、ですから、今でも、税の情報は、税務課の職員が管理しておりますし、社会保障に関する情報ですと、福祉保健部の各課が、それぞれの所管に応じて、そういったデータは管理しております。その間は、その、次に書いてありますような情報提供等記録とか、そういうような部分で、その、法律で許された範囲での照合活動は行いますけども、どこかが一元化して情報を持つということではございませんので、そこは誤解なきよう、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）最終的には、このマイナンバーに基づく、法に基づく手続をここでやっておられる訳ですが、個人情報保護法という法律のもとで、海田町が今、それを管理されとる。これの中から、出したり、引いたり、足したりというのが、この条例でしょう。だからそのぶんは何かと聞きよるんですが、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）答弁よろしいんですか。

（「許したんじゃけえしょうがないよ」と呼ぶ者あり）

○副町長（三宅）あの、今、言いましたように、全部をひっくるめて、我々が今から情報を持つ訳ではございません。情報を持つにあたっては、それぞれの部局が、それぞれの所管するそういった個人情報を持つと。ただしその中で、今までと違ってそれぞれの書類の中に、もしくはそのデータの中に、このマイナンバーが付与されていくものができる。マイナンバーが付与されているものについては、この番号法の規定と同様に、通常の今まで持っているよりも個人情報として厳格に管理していこうと、そういう趣旨でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）あの、まあ皆さんそう言われるんですよ。でも一番の問題いうんか、それぞれ別々に管理されとるんだけど、それがこのマイナンバーというこの数字でずっとつながってくる訳なんですよ。だから、情報漏れというのはそういうことなんですよ。どっか一つにあるから、そこらざるざるっとじゃなく、そういうふうじゃなく、いわゆる個人情報にしても色々なところが持つとるけども、このマイナンバーという番号12ケタの番号でつながってくる、ずっとつながっていく訳なんですよ。だから、それが漏れるという心配が、やっぱり国民にはある訳なんですよ。それと、今のこの

中に、それぞれの別々に管理するんだけれども、どんどん法律が変わっていて、色々なところで色々なマイナンバーにつながっていくと。それを国が一元的に管理をするいうんか、そういうふうなところで、今、副町長はそれぞれ別々に管理するからと言われたんですけど、実際に、年金機構やなんかでもそうなんですけども、それぞれ別々なんだけども、普通の職員さんのパソコンから、ずるずるずるとすごく漏れとると、こういうふうな状況があって、それは、年金機構はきちっとしたんでしょうけども、それが色々な機関でまだまだ不十分でありますよと。ましてや、今のこの民間の企業ともつながってくる訳ですから、そういうふうなところの情報の漏れ、そういうふうなものが絶対ないというふうなことは、絶対言えない訳なんですよ。だから、その辺はどういうふうになっていますかということですけども。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）マイナンバーのセキュリティの対応でございますけども、先ほども副町長が申しましたように、システム面におきましては、情報連携、基本的には分散管理を基本としておるところでございます。で、本町の基幹システムは、いわゆるマイナンバーを扱ういわゆる住基系のシステムと、インターネットを扱う財務系のシステムは切り離して扱うようになっております。また、標的型メール対策としては、職員への模擬訓練、それから意識啓発等々をやっておりまして、これから、マイナンバーを持つに当たって、セキュリティの認識を更に高めていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「反対討論があります」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論があるようですので、これから討論を行います。まず反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中）第46号議案、海田町個人情報保護条例の一部を改正をする条例の制定について、反対をする立場から討論を行います。この議案は国の政策、つまり、マイナンバー法、マイナンバー法の施行とともに、地方自治体が持つ個人情報を取り出したり加えたりする制度を改めるという内容であります。政府は2016年1月の運用に向けて、番号カードの発行、送付を始めとすることではありますが、最近の国会審議で、成り済まし、情報漏えいを防止できないこと、あるいは、専門家が発言をしておるとおり、

○議長（久留島） 税務課長。

○税務課長（近森） それでは、第 47 号議案、海田町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書 16 ページをお開きください。資料については、資料 11 の海田町税条例等の一部を改正する条例の概要、資料 12 の海田町税条例新旧対照表をお願いします。改正内容については、資料 11 の条例の概要でご説明いたします。まず、地方税制の改正に伴う改正でございますが、改正の主なものについてご説明いたします。町民税関係の改正でございますが、第 33 条の改正については、所得税における国外転出時課税の創設に伴うもので、施行期日は平成 28 年 1 月 1 日でございます。次に附則第 7 条の 3 の 2 の改正については、住宅ローン控除の適用期限を 2 年間延長するもので、施行期日は公布の日でございます。次に固定資産税関係の改正でございますが、2 ページをお願いします。附則第 10 条の 2 の改正については、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる、わがまち特例の規定の追加等を行うもので、施行期日は公布の日でございます。次に、附則第 11 条の 2 の改正については、地価の下落傾向が見られる場合には、市町村長の判断により価格に修正を加えることができる特例措置を 2 年延長するもので、施行期日は公布の日でございます。次に軽自動車税関係の改正でございますが、附則第 16 条の改正については、平成 28 年度分の課税において、グリーン化特例の適用を行うもので、施行期日は公布の日でございます。3 ページをお願いします。たばこ税関係の改正でございますが、附則第 16 条の 2 の改正については、旧 3 級品の軽減税率の経過措置を段階的に廃止するもので、施行期日は平成 28 年 4 月 1 日でございます。その他、項の整理や引用条項の整理を行っております。4 ページをお願いします。最後に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係の改正でございますが、それぞれの規定におきまして、納付書、申請書等に個人番号または法人番号を記載するもので、施行期日は平成 28 年 1 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島） 以上で、説明を終わります。これより質疑を行います、質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中） 資料 4 ページの最後の方ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係の改正というのがありますが、ここに第 1 条関係でいっぱい条例の条項を載せておりますけれども、マイナンバー法にこれ全部触れておるといふように思うんですが、それはどうなのかお尋ねします。

○議長（久留島） 税務課長。

○税務課長（近森） はい、これはマイナンバー法に係るものでございます。

○議長（久留島） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「議長、反対討論」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島） 討論があるようですので、これから討論を行います。まず、反対討論を許します。佐中議員。

○15番（佐中） 第47号議案、海田町税条例等の一部を改正する議案に反対する立場から討論を行います。この一部改正の条例は、町たばこ税の税率特例の廃止のほか、メインの内容は、国の地方税法改正とナンバー法関連の施行に連動して、私たち、全国民、全法人に措置を行うものであります。資料新旧対照表をみますと、マイナンバー制度の適用は町民税、固定資産税の減免申請から軽自動車税の減免、これは身体障害者に対する減免申請も含まれております。さらに、入湯税にかかわる申告まで多岐にわたっており、報道では、安倍首相は個人の全ての銀行口座、病歴、保険、奨学金の残高など、ありとあらゆる情報を管理する方向だとしております。ナンバー制度については、今年10月に全国に個人、法人に番号通知がなされ、来年1月から番号利用カード交付が開始をされます。国が全国民、全法人の監視、管理を強め、所得や資産を調査する、税金や社会保障、保険料などを確実に徴収するとともに、全国民、全法人の懐を丸裸にして、公正な給付と負担、あるいは医療や介護など社会保障の国民負担をいかに引き上げるのか、その議論の土台作りをすることであります。私ども日本共産党は、マイナンバー制度に反対であります。今年5月の国会で我が党の辰巳孝太郎という参議院議員がマイナンバー制度のねらいについて、高齢者を中心に預貯金などの金融資産を把握し、医療や介護の負担を引き上げることだと追及いたしましたところ、麻生財務大臣は否定をしませんでした。また私は、これまで議会でたびたび指摘をしておりますが、個人情報流出、成り済ましによる悪用も大問題になっております。その防止対策は絶対とは言えません。先の日本年金機構による年金データ流出事件は、改めて国の情報の管理のずさんさと防止策の難しさを教えてくれます。私はこのまま見切り発車でこの制度が実施されると、本町の申請業務にかかわる色んなことに影響を与えますので反対をいたします。以上です。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第 47 号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、第 47 号議案は、原案のとおり可決されました。この際、暫時休憩いたします。再開は 13 時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 56 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。日程第 8、第 48 号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 48 号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）それでは、第 48 号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 29 ページをお開きください。併せて、資料 13 の介護保険条例新旧対照表もお願いいたします。今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、申請書の記載事項に個人番号を加える所要の改正を行うものでございます。なお、施行期日は平成 28 年 1 月 1 日でございます。以上で、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○8 番（岡田）8 番、岡田です。介護保険にも適用されるということなんですけれども、いわゆる施設入所の方ですよね、そういうふうな方に対しての通知とかそういうふうな

のは住民課か何かちょっとよく分からないんですけども、全員の方に、送付いうんか、そういうふうなことが、できんにゃあいけんのんですけども、今どういうふうな状況になっておるんでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）施設入所の方に対する対応でございますが、通知カードの送付は、原則、住民票上に住所に送られるところでございますが、施設入所、病院への長期入院等やむを得ない理由により、住民票上の住所地で通知カードを受け取れない方につきましては、その登録、居所情報、登録申請書を提出していただいて、登録することにより、そちらの方に通知カード送付することができます。そのことについてですね、広報かいた、ホームページを始め、それから民生委員連絡協議会や、出前講座等、いろんな機会を通じてですね、周知を図っているところでございますし、個別に施設の方にですね、その案内文を送付しているところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）そういうふうなことが難しいから、なかなかね、特に高齢の方で、施設いうふうなこと、なかなか届かないんじゃないかと言われておるんですけど、特に海田町の、例えば中の施設で利用されとる方だったらそうでもないんでしょうけど、それ以外のところで、申請いうても本人の申請いうても、それは難しいような気がするんですよ。だから、家族がおられる方だったらいいんですけども、そうでない方いうんか、そういうふうな人に対しての、どういうんですかね、こういうな送付というか、多分これ町から送付される訳じゃないと思うんですね。国の方で委託をしたところから送付ということで、委託いうても、なかなか、この委託かまた委託のところいうふうな格好になるんですけども、その辺のところは本当にできるのかどうかというのを、お伺いします。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）同一世帯に複数の方がおられて、そのうち1人が入所されてる場合はその世帯の方で受け取りが可能ですが、ひとり暮らしの方で、施設に入所されてる方についてどうかいうところですが、施設の長宛てにですね、制度の案内を送っておるところでございますが、また、坂町でこのケアマネジャー会議等もございまして、そちらのほうに出向いてですね、ケアマネジャー等に対してもですね、その制度の周知と連携協力を依頼してるところでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論があるようですので、これから討論を行います。まず反対討論を許します。岡田議員。

○8番(岡田) 8番、岡田です。第48号議案、海田町介護保険条例を改正をする条例の制定について反対をいたします。この海田町介護保険条例の一部を改正する条例も、マイナンバー制度の導入に伴い、個人番号が追加をされる規定があるので反対をいたします。討論の中身は、第45号議案の中身と同じでございます。以上のことで、反対をいたします。

○議長(久留島) ほかに討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。第48号議案は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 着席してください。起立多数と認めます。よって、第48号議案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第9、第49号議案、平成27年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第49号議案、平成27年度海田町一般会計予算の補正予算(第3号)。この補正予算につきましては、福祉センター太陽光発電設備事業の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長(久留島) 財政課長。

○財政課長(鶴岡) それでは、第49号議案、平成27年度海田町一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料14の平成27年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出からご説明いたします。なお、箇所付けのある投資的経費の増額については、別に資料を提出しております。併せてご覧いただきたいと思います。それでは、資料の5ページ、6ページをお願いいたします。

総務費の一般管理費、一般事務事業につきましては、畝地区で出ておりました境界確定請求事件の確定が見込まれるため、43万2,000円を増額するものでございます。次に財政管理費のふるさと納税推進事業につきましては、寄附者の増に伴い、19万7,000円を増額するものでございますが、歳入の寄附金についても、122万5,000円を増額を行っております。次に電算管理費の電算システム改修事業につきましては、サイバー攻撃の防御力を強化するため、196万8,000円を増額するものでございます。次に交通安全対策費の交通安全施設整備事業につきましては、カーブミラー等の新設の予算に不足が生じたため、60万円を増額するものでございます。次に諸費の過誤納付金還付事業につきましては、法人町民税の還付額が見込みを上回ったため、2,000万円を増額するものでございます。続きまして、7、8ページをお願いいたします。税務総務一般事務事業につきましては、固定資産税評価委員会の開催回数の増に伴い、4万6,000円を増額するものでございます。続きまして、9、10ページをお願いいたします。戸籍住民基本台帳一般事務事業につきましては、人事異動に伴い、104万円を増額するものでございます。次の社会保障税番号制度導入事業につきましては、新制度を導入するための事務費として、97万8,000円を増額するものでございますが、国から補助金が交付されます。続きまして、11、12ページをお願いいたします。選挙管理委員会運営事業につきましては、選挙権年齢の引き下げに対応するため、306万2,000円を増額するものでございます。続きまして、13、14ページをお願いいたします。民生費の老人福祉費の介護保険繰出金事業（法定負担）につきましては、特別会計の補正予算に伴い、33万8,000円を増額するものでございます。次に福祉センター太陽光発電設備整備事業につきましては、県の公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金を活用して、太陽光発電設備を整備するため、5,000万円を増額するものでございます。次に、福祉医療費の後期高齢者医療広域連合事業につきましては、療養給付費の額の確定に伴い、442万1,000円を増額するものでございます。次に町民センター修繕事業につきましては、予備用の施設修繕料に不足が生じたため、72万円を増額するものでございます。次に国民年金事務事業につきましては、国民年金の様式の変更に伴い、94万円を増額するものでございますが、国から国民年金事務委託金が交付されます。続きまして、15、16ページをお願いいたします。つくも保育所改修事業につきましては、定員を増にするための設計業務を行うため、660万円を増額するものでございます。続きまして、17、18ページをお願いいたします。衛生費の保健センター修繕事業につきましては、予備用の施設修繕料に不足が生じたた

め、40万円を増額するものでございます。次に予防費の野良犬野良猫対策事業につきましては、県の補助金を活用し、チラシを作成するため、13万7,000円を増額するものでございます。次の予防接種被害障害年金支給事業につきましては、障害年金の増額改定に伴い、6万7,000円を増額するものでございますが、県から負担金が交付されます。次の成人期定期予防接種事業につきましては、インフルエンザ予防接種ワクチンの単価の変更に伴い、328万4,000円を増額するものでございます。続きまして、19、20ページをお願いいたします。ごみ収集処分事業につきましては、自治会のごみステーション設置に対する助成制度を創設するため、50万円を増額するものでございます。続きまして、21、22ページをお願いいたします。農林水産業費の農業振興費の有害鳥獣対策事業につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の候補先が、駆除班から町へ変更されたため、歳入とあわせ、予算措置を行うものでございます。次に農地費の農道水路改修事業につきましては、予備用の工事費に不足が生じたため、210万円を増額するものでございます。続きまして、23、24ページをお願いいたします。土木費の道路維持費の町内道路修繕事業につきましては、堀川町地内外の町道258号線外舗装修繕工事、新町地内の町道20号線道路修繕工事、大立町地内外の町道194号線道路修繕工事を実施するため、685万円を増額するものでございます。次の県道維持修繕事業につきましては、県道維持修繕費交付金の増額に伴い、修繕管理業務委託料を3万円増額するものでございます。次の県道矢野海田線修繕事業につきましては、曾田ランプから日の出交差点までの舗装を修繕するための地元負担金として、184万円を増額するものでございます。次の、橋梁点検事業につきましては、橋梁点検の歩掛が、目視から直接近接目視に改定されたことにより、600万円を増額するものでございます。次に25、26ページをお願いいたします。広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、設計業務の地元負担金として、551万5,000円を増額するものでございますが、地方債の発行が可能となります。次に27、28ページをお願いいたします。町営住宅修繕事業につきましては、予備用の修繕料に不足が生じたため、150万円を増額するものでございます。次に、29、30ページをお願いいたします。河川一般事務事業につきましては、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンの参加者に記念品を配布するため、10万円を増額するものでございます。次の、河川修繕事業につきましては、予備用の工事費に不足が生じたため、100万円を増額するものでございます。次に、31、32ページをお願いいたします。消防団運営事業につきましては、消防団員の退職に伴い、20万円を増額するものでございますが、消防

団員等公務災害補償等共済基金から退職報償金の財源が交付されます。次に、33、34 ページをお願いいたします。教育費の私立幼稚園就園奨励事業につきましては、申請者の増に伴い、206 万円を増額するものでございますが、国から補助金が交付されます。次に、35、36 ページをお願いいたします。海田東小学校本館給排水設備等更新事業につきましては、給排水設備を更新するための設計を行うため、320 万円を増額するものでございます。次に、37、38 ページをお願いいたします。中学校改修事業につきましては、海田中学校渡り廊下の鉄柱等の塗装修繕を行うため、330 万円を増額するものでございます。次に、39、40 ページをお願いいたします。公民館整備事業につきましては、新公民館の建築面積の増に伴い、設計費用を 240 万円増額するものでございます。なお、設計業者の決定につきましては、プロポーザル方式ではなく、従来の指名競争入札により決定するものでございます。続きまして、歳入をご説明いたします。なお、歳出に関連して説明したものは省略させていただきます。それでは、1 ページ、2 ページをお願いいたします。地方特例交付金と、次の普通交付税につきましては、額の確定により 154 万 4,000 円、3,406 万 8,000 円を増額するものでございます。以下、歳出に関連した増額が続く、3 ページ、4 ページをお願いいたします。繰越金につきましては、財源調整のため 6,477 万 5,000 円を予算措置するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 49 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 1 億 3,237 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 104 億 8,492 万 2,000 円とするものでございます。続きまして、第 2 表、地方債補正についてでございます。3 ページの追加 1 件でございますが、内容につきましては、歳入歳出の補正でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。以上で、平成 27 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○14 番（前田）14 番、前田ですが、まずね、14 ページ、福祉センターに太陽光 5,000 万円、こういうことですが、昨今の色んな災害も出たりして、それが 5,000 万円かけてどうなのか。省エネとか何とかエネルギーとか言われておるんですが、ね、そういう台風被害とかいうようなことで、単純に元がとれるかどうかというのが一つ。その次はね、16 ページにね、つくもの設計というので 660 万円、どういようなことを、定員増とかいうことですが、するのかというのものが一つ、その次はね、ずっと行ってね、28 ページ、

町営住宅で修繕費が足らんようになったと、こういうことですがね、150万円ほど追加されとるが、特にここでは需用費ということで相当需用費150万円いうたらね、結論からいうと、何かということよね。150万円で何をかうんかという、その辺がね、誰がどういう仕事をするのかよく分からんので、その説明を願いたいと。その次はね、その次のページ、30ページ、まずね、河川清掃というんで、過去にも言うたことあるんですが、町内の企業にもそれなりの寄附とかお願いしてやっておるんですが、それはそれでいいとして、記念品を贈るといのはちょっと理解できん。10万円ではありますがね、河川清掃して、ご苦労さんというんで、手袋、軍手とかねそういう消耗品云々というのなら分からんでもないが、今の説明ではね、どう言うんか、記念品という説明であったので、どういようなものをどうするんか。あとは、一番最後じゃね、公民館の話で今も、突如出て降って湧いたような話んだけど、あっこで県の指導でプロポーザル、若干高くはつきますが、非常にいい方法だというんでね、なんか言うといて、突如止めた。どういことで止めんにやあならんようになったのか、これが、よう分からん。240万円計上されておる訳ですがね。止めんにやならんようになった理由。非常にいい方法であるというように、今まで説明してこられたのは、何じゃったんか。ちょっとこの辺についてお尋ねしたい。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）はい、まず1点目の福祉センターの太陽光発電設備工事に関するご質疑でございますが、おそらく費用対効果という部分をお尋ねであると思っておりますけれども、この度の工事につきましては、いわゆる福祉センターが、福祉避難所となっております。いわゆる災害時に、送電による電気の供給が遮断されたような場合、こういったときも、実際に避難所として、運用をするのに支障がない、こういったものに重点を置いております。なおかつ、平常時には、いわゆる化石燃料の依頼による電気使用料、こういったものの減少というのが期待できますので、この度の工事を計上させていただいたものでございます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）2点目のつくも保育所改修にかかる設計の内容でございますが、まず定員を増員するために、保育室を拡張いたします。それに合わせまして、職員を増員することになりますので、事務室のトイレの増設、また、保育室を広げることに伴いまして、子どもたちのトイレの拡張も行ってまいります。また、園庭の遊具、フェンスの

改修等を行い、また、設備が 17 年経過しておりますので、定員を増やすことにより保育環境をより良くするために、内装であるとか、壁、床、また外壁の塗替え等を予定しております。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、3 点目の町営住宅の需用費についてでございますが、これは、退去後の部屋の修繕費の不足を生じる可能性があるため、補正を行うものでございます。内容につきましては、過去 3 年間の募集戸数が平均 8 部屋でございましたが、今年度は、10 月募集で 9 部屋となります。そのため、2 月募集に対応をしきれなくなる可能性が生じるため、今回補正をお願いするものでございます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）続きまして、河川清掃に対する記念品の内容でございますが、これは、参加者にはお配りする水、海田の水でございます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）続きまして、海田公民館再整備に関し、プロポーザルを取り止めた理由でございますけれども、広島型建築プロポーザルの導入については、8 月の 19 日の特別委員会で説明をさせていただきましたが、そのときにも唐突な申出であるというご指摘をいただきました。この事務の進め方につきましては、反省もしております。また、昨日も、全員協議会で説明の場を設けていただきましたが、その中でも、まだプロポーザルについての質疑が出るなど、議員の皆様には、十分には理解いただけていないものというふうに判断をしております。そのため、この海田公民館の再整備につきましては、この新たな取り組みであるプロポーザルについては断念をいたしまして、従来どおりの入札方式ですることと決定したものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14 番（前田）何か知らんけども、分からんが、よう理解できん。まず太陽光 5,000 万円とこういうことですが、そういうことで電気が壊れたというんか、断線をしてこなくなったときの緊急用だというような、こういうような説明にも聞こえた訳ですが、どこやらの方で、いっぱいいっぱい、この間の台風で太陽光発電のやつが、裏返しになったりひっくりこけたり、飛んでいったりというようなことになるとる訳ですが、そういう災害時だから聞きよるんですよ。そういうことになった時に、普通の供給されてくる電気は断線をしておる。もちろん太陽光発電は何枚設置するんか知らんが、半分ぐらいはど

こかへ飛んでって半分ぐらいは裏返しになっとる。もちろんそういうことになると、この電線もつながとらんので、そういうことを含めて、どういふんか、改修できるのかと、こういうふうなことを聞いておるんよ、ね。再度答弁願いたい。保育所については、設計の委託と、こういうことなんよの。部屋を広くする、便所をつくるいふのは分かるが、160万円もかけんにゃあそれができんのかどうかいふのは、よう分からんが、うちの建設課にも、それぐらいのものだったら、設計できる技師は何ぼでもおるんじゃないか、いわゆる技能職員がね、何か知らんけども、よう分からん。それから町営住宅にしてもよう分からん。5世帯壊れるんか、8世帯修理するんか、それはいいよ。これ、ものは需用費なんよ。いわゆる工事請負費とかなんかいうんなら5世帯でも10世帯でも別に、どうなんじゃが、需用費ということだから、入居者がそういう資材の供給を受けて直すのか、それを職員が直すのか、どうもその辺の説明がね、最初聞いたときにまともな答弁が返ってきとらん、ね。そこらがおかしいんじゃないか、ね。工事請負費なら分からないこともない。何ぼ世帯であろうと1世帯であると、そんなことはどうでもいい。需用費だいうからこの辺の説明をもっとはっきりしてほしい。あとの公民館も言いたいことはいっぱいあるが、勝手に好き放題やっておいて、あとは同意しろ、無茶苦茶なことを言うとするよの。理解はいただけません。でも、おまえら納得せえ、無茶苦茶な話なんよ。まだいっぱい話し合いしましょうと言うとるのに、の。再度答弁願いたい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、まず第1点目の、太陽光パネルにつきましては、暴風に対応した設計をして、設置をしてまいりたいと考えております。2点目の保育所の設計業務でございますが、こちらにつきましても、構造体であったり設備関係、電気関係等々の修繕設計といいますか改修設計も含まれてまいりますので、業務委託は必要と考えております。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）3点目の、町営住宅修繕事業の工事請負費の関係ですけれども、この度増額補正させていただいているのは、金額の大きな工事請負費ではなく、50万円未満の施設の修繕料、小さな修繕を想定した増額でございます。金額が50万以上になりますと、工事請負費として予算計上をしておりますけれども、この度は金額が小さいということで、需用費の方に計上をさせていただいているものでございます。次の、海田公民館のプロポーザルの関係ですけれども、新しい海田公民館につきましては、是非とも

平成 30 年度中の開館を目指したいというふうに考えております。そのため、今から引き続き、議員の皆様にもプロポーザルについて十分な協議をする時間を確保するのが厳しいと考えましたので、この度は従来どおりの指名競争入札により業者を決定したいとすることとしたものでございます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）先ほどの需用費のことについて、補足の説明をさせていただきます。修繕工事は、全て業者の方と契約をいたしておりますので、内部職員がするというようなことはございません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）だから、今のその件は、工事請負費じゃないかという訳よ。需用費でやっ取るから、職員がやるのか、あるいは、入居しようとしておる人に資材を供給して、ちょっと床の破れたところはあんた直してくれや、壁の破れたところ襖の破れたところ、どっかホームセンターで壁紙買うてきて、あんた貼りんさいやいうて。需用費のことを言うてるんよ。だから、その辺の説明が合わないというてるんよ。分かる。工事請負費が高いとか言うてるんじゃないんよ、需用費が 50 万円やらこんなこと。合わんじゃない、今これ何ページか、28 ページ、150 万上がって需用費になっ取るじゃない。だから、何を買うんか、どんなことをするんか、誰が直すんかいうて言いよるんよ、それを。工事請負費じゃったら合わんじゃない、需用費で。どうも話が、答弁が、議長、さっきからね、この 3 回もくだらんことと言わんにゃあ、答弁がとんちんかんなんよ。ほいで、河川の清掃に来てくれたからいうて、海田の水あげますというのは、記念品になるのか、あれ、ちょっと、理解できんよ。それはそれで記念品じゃいうんならそれはそれでもいいけど。どうも記念品じゃないだろう思うが、それはそれでもええよ。だから、これ需用費にこだわる訳よ。もうちょっとなんか分かり易い説明、できんかな。あほじゃから理解できんよの、あんたらの説明、の。さっきもプロポーザル言うてるが、議員理解できとらんいうが、早うやらにゃいかんからいうて、早う急ぐんなら、なおさらのこと説明して理解を得にゃいけんのじゃない。だから、見切り発車しとる、おかしいじゃないか。説明は何でもええが、でたらめで、どうでもええが、とにかくお前ら納得しろと、こういうふうにしかならんよ。わしが根性悪いんかの。そこら、どういうことか知らんが。こういうことだから理解してください言わんにゃいけんのじゃないんかの、教育長、の。どうでもええけえ納得せえや、理解はできんでもええんじゃ。だ

まって、手をあげりゃええんじゃ。なんか、無茶苦茶なことを言うてるんじゃ、あんたら。誰でも二言目には、町長も昔からよう言うがの、議会の皆さんと相談しながら、町政の運営に努めてまいりますとか。当たり前の話。今の話はそうじゃないじゃない。理解は得られんが、賛同してください。教育長、わしよっほど根性悪いんじゃろう思うんじゃがの。耳が悪いのか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）まず町営住宅の修繕事業についてでございますが、需用費の中には、消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費等さまざまなものがございます。その中の一つとして、施設修繕料というものがございます。この施設修繕料につきましては、工事とは異なりまして、原状復旧を目的とする支出でございます。ただ、原状復旧といいましても、あまりにも規模の大きなもの、海田町においては 50 万円以上としておりますが、こちらについては、原状復旧であっても、工事請負費に計上をしております。この度想定をしているものについては、1 件 50 万円未満の原状復旧を想定をしております。施設修繕料、需用費の施設修繕料で予算を計上しているものでございます。次のプロポーザルでございますが、議員には、いろいろ厳しいご指摘もいただいておりますが、8 月の 19 日の特別委員会で、新たな取り組みである広島型プロポーザルの導入について、提案というか、ご説明をさせていただきました。あまりにも唐突な申し出であったと反省をしております。議員の皆様には十分にご理解もいただけないまま、このまま関係の予算について議決をしてほしいとはとても言えませんので、従来やり方である、指名競争入札で実施することで、予算の議決の方をお願いをしたいと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番議員、住吉です。4 点ほどお伺いします。まずこの補正予算全般の説明中で、予備用の修繕料の不足による不足が生じたものでございます、という説明が何回も繰り返されたんですよ。逆に言えば、各々の担当課、担当部なり、当初予算の見積もりが甘すぎたんじゃないでしょうか。何じゃったんかなと思いますよ。年度当初の審議は何だったのか。何を根拠に予備用の修繕料、皆さんは、当初予算に計上されたんでしょうか。続きまして、16 ページ、つくもの保育所改修事業、これは私の記憶違いだったら申し訳ないので、一応確認の質疑をいたします。これ福祉厚生委員会で説明しましたっけ。次 3 点目、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンの記念品、瀬野川の水を配るといことですが、これは不公平でしょう。瀬野川クリーンキャンペーンが別の行事であ

ればともかく、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンというのは、全町内でやるんですよ。瀬野川だけじゃない。各自治体、近所もやる。そこへもってきて瀬野川の掃除清掃にも動員をかけられている。瀬野川の方の掃除に行った人には記念品がもらえるけど自分らの近所の町道の草刈りとか、あんなことをしよる人には何ももらえんのですかね。これ確認です。最後公民館、これがやっぱり納得いかん。昨日だったかな、副町長が全協で説明しました。教育委員会は、平成 30 年度中に何が何でも開設したい。教育委員会が勝手に思っただけであって、町民、誰も思うとらんし、議員は誰一人と思っただけなのに、なぜ急ぐのか。なぜ慌ただしくこうやって無理やり開館させようとしているのか、以上、説明を求めます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）1 点目につきましては、年度当初における修繕費につきましては、特に予備用については、毎年大体どれぐらいかかっているかと、そういうところでやってまいります。で、この度、いろいろと出してきておりますのは、年度の上半期におきまして、いろいろ修繕が嵩んだために、通常の年度より超えているというところが、全てでございます。ですので、年度当初においては、なかなかマックスのところというような経費は付けられませんので、毎年度の平均的な経費ということで付けておりますので、この 9 月もしくは 12 月あたりで、実際の執行状況を見ながら、増額させていただいているという状態になっております。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）つくも保育所改修にかかります設計委託料の計上にあたりましては、福祉厚生委員会での説明はしておりません。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）3 点目の海田公民館のプロポーザルにかかわっての平成 30 年度の 8 月の完成にこだわっているという、真意を質すという質問だったと思いますけれども、私自身、プロポーザルについては答弁できませんけれども、その 30 年の 8 月の開館にこだわっているというのは、私自身の中に、やはりありました。これはなぜかと言いますと、その 2 年後に控えた東京オリンピックが 2020 年、平成 32 年の 8 月に開催されると、このことを考えたときに、その東京オリンピックに向けて、オリンピックという世界舞台の中で初めて金メダルを取られたのは織田幹雄さんですから、織田幹雄さんのことを中心に、全県、全国に発信していきたいと、そういう思いが強くありました。そのために

は1年前とか前に開館するのでは、もう一年前といたら、粗方、聖火リレーなんかにしてもですね、もう決まっているという情報も得ておりますから、2年前に開館して、しっかりとその織田幹雄記念館ということもアピール、また、その中の企画もしっかり充実させていきたい。そのためには、2年前の開館ということが私は必要ではないかと、より良いものつくっていくために、そう、私としては思っているところでございます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）クリーンキャンペーンでの水の配付のことでございますが、こちら、といいますのは本来瀬野川、県の管理でございますが、それに代わって清掃等を行った場合に、委託金という形で、県の方からお金が出ております。それらを活用して、参加していただいた方にお水の方を配らせていただいておりますので、河川清掃の方にしか今配れないという状況でございます。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現状は今建設課長が話したところでございますが、それに対してさらに町費を足しておりますので、今回のキャンペーンのときには、おっしゃいました、河川清掃以外の方にも配布できるよう、検討して参りたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）まず上半期の予備用の修繕料の件ですけども、上半期に修繕が嵩んだということですが、そりゃもう、前年度に調べとりゃ、ここ直さんにゃいけん、あそこ直さんにゃいけん、多分分かっておると思うんですね。クロスぼろぼろのところも結構ありました、ひまわりプラザなんて。早う直しゃええのに、いっぱいありましたよ。それを年度当初に計上しときゃよかったんじゃないかと思うんですよ。逆にいうたら、普段の施設管理見てなかったのか、全然。いきなり今年度の上半期になってあっちこっちがぼろぼろ壊れる訳ないんですから。もともと壊れてる、傷んどるのが分かっただけなを見ておらん、チェックしとらん、管理職が。だから慌てふためいてこんなことになるんじゃないでしょうか。続きまして、つくも保育所の設計業務委託料ですけども、通常こういうのは、先に常任委員会に出すものではないかと思うんですが。この前の議案説明で、初めてどういう設計を出すのか聞きましたよ。遊具を直すじゃ、保育士を増やすじゃ、先になぜ常任委員会で説明しなかったんですか。私、議員になって初めてですが、こんなの初めてです。昨年度まで2年間、建設産業委員長をやりましたが、こんなことはありませんでした。なぜやらなかったんですか。で、散乱ごみの記念品ですが、これ了解しまし

た。ぜひ検討してください。で、公民館、確かに教育長がおっしゃるように、2年後に東京オリンピックあります。でも、公民館はオリンピックが終わった後も使い続けにやならんものなんですよ。こちらが、平成27年6月付、海田町教育委員会の名前で出されてる海田公民館整理基本計画、特別委員会でも言いましたけどもう一遍言います。こちら2ページに、これは、講座生に対するアンケート調査、結果ですよ。施設拡充に関する要望で、駐車場に関しては駐車台数の増設、使い易さ等、というふうなアンケート出てます。それに基づいた課題抽出の中においても、今度これは教育委員会のコメントです。基本的に、少子高齢化が背景にあり、公民館の利用を促進するため、停め易い駐車場は欠かせない。要は、使い勝手のいい駐車場の台数を増やしてくれ。教育委員会もそうしますって答えている。ところが実際には、現公民館よりも駐車場の台数を激減させる。さらに離れた場所に不足分の駐車場を確保する。言うところとやっとなんて全く違うんですよ、教育長。2年後のオリンピックと町民の使いやすさ、どちらが大切なんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）現在の施設修繕料の組み方についてですけども、当初予算編成時に分かっているもの、これについてはそれぞれ積み上げて施設修繕料を組んでおります。で、いわゆる当初予算を組んだ後に、従来型ですとその補正予算とかそういうようなものを得ないと修繕が遅れるという実態の中で、一定程度、各施設長の判断でもってるような、言葉的には予備用の修繕費というものを、現在、組んでおります。そういうような中で、例えば、窓ガラスが割れたとかそういうようなものが嵩んだ場合に今回出しておりますいろんところは、そういう諸処の事情で、上半期のそういった事情が出てきたと。議員がおっしゃいましたような、そういう意味では、私もおっしゃられたようなところ、なぜもっとそういうものを活用しないかとか、そういうところは申しておりますが、議員がおっしゃったその時点で分かっているようなものは、これ別個で組んでおまして、そういう二本立ての中の、この度は、もっともって持たせたものを使っていく中で、下半期に向けて、そういう今余裕がなくなっている状態のところについて、積み増しをさせていただくと、そういう性質のものでございます。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯教育課長（宮垣）2点目のですね、駐車場の関係の問題でございますが、8月19日にも特別委員会の方でご回答いたしました、実際7月にですね、駐車場がどのよう

な形で利用されているか、調査を行いました。大体、平均しまして、1時間毎に集計をとりまして、月平均で大体11台、時間毎にととった結果でございますが11台、あとのピーク時でどれぐらい停まっているのかなというようなことで、想定が、今18台の駐車場を想定しております。ですから、19台以上停まった場合の時間滞っているのがどれぐらいあるかっていうのも計算しました。そうしますと、大体16.1パーセントぐらい、大体大方18台ぐらいで賄えるのではないかっていうな結論で、こちらの私の方、考えております。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）住吉議員の質問があった、2年後のオリンピックと町民の使いやすさどっちが大事かと言われて、これは、どっちが大事ということではなくて、両方とも私、非常に大事だと思っております。2年後のオリンピックを見据えると言いましたけども、決してそれがゴールではない。それをきっかけにして、オリンピック以降もですね、この特別委員会の中で、いろんな議員さんからご指摘いただきましたけれども、子どもたち、小中学生も含めた子どもたちが、しっかりと公民館に根付くようなそういう活動をしたらどうかという意見もいただいておりますし、私はこの開館、またはオリンピックということの一つのスタートとしてですね、公民館活動の企画をしっかりと充実させていきたいと、そう思っております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）つくも保育所の設計に関しては、おっしゃるとおりだと思います。ただ、今からの日程、特に議会日程等を考えた場合に、もしご了解いただけるのであれば、福祉厚生委員会で十分に説明をさせた上で執行すると。執行の方を保留するということがご理解を賜ればと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）やっぱり公民館、生涯学習課長、今の答弁だったら、このアンケートに答えてくれた人が、嘘ついたということなるんで。調べたら駐車場の台数足りていました。これ、定期講座生にアンケート取った結果なんですよ。定期講座生の要望として、駐車台数の増設と使いやすさを求めるんです。定期講座生が。定期的に公民館使われている方が台数の増設と使いやすさを求めている。ところが、今の生涯学習課長の答弁聞いとると、いや18台あれば足りるんで、終わらしとるんよ。言いかえれば、定期講座生のこのアンケート、嘘です。講座生の方が嘘ついてます。ほんとうはそんなことない

んですって言っとるのと同じで、それが本当に、生涯学習課長の答弁としてよろしいんでしょうか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯教育課長（宮垣）決してそういうふうな誤解を招くような答弁をした覚えはございません。台数の増設なんですけど、限られた土地でいかに有効的にそのような形で台数を確保できるかっていうのも、十分考慮して考えた結果でございます。また実際一番いい、どういうんですか、限られた土地でそのような駐車場が大きく確保できるような場所が、現在のところ見当たらないというようなことから、この場所が適切だということなところで、一番近くで移転場所をお示ししたものでございまして、駐車場をないがしろにした訳ではございません。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。1点だけお尋ねしますけども、今の連続立体交差事業の負担金、このことによって、事業を開始できるというテープを切ったと思う訳ですね。聞きたいのはですね、JR高架の本体部分なのか、都市計画道路の部分なのか、これを、どういう形でこれだけ負担をする、551万5,000円ですね、なのか、お尋ねします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）負担金の内訳でございますが、現在、広島県の方から通知をいただいておりますのは、鉄道設計それから道路設計、というふうに設計部分では通知をいただいております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）前々回の決算のときだったと思いますけども、JR高架事業がストップしたと。じゃあ都市計画道路負担金どのくらい出したんか、高架部分どれくらい出したんか、やるかやらんかような問題が出てきたから、ほんじゃどれだけ負担をしとるんか調べてと言ったら、当時の県からおいで建設部長が、調べに調べた結果、2か月かかった。支払うのに、何でその根拠が分からないのか。もうつまみ金で出しとる、向こうが言い分を出しとるというように私感じるんですよ。新たに呉線部分が、仮線をつくったそのあとに都市計画道路として大正矢野線ができる訳ですが、これが新たに加わるということになれば、実態をやっぱり知りながらいくら負担をしたかというのが明確になかったらいけないし、今まで負担をしとるの、どう変わってくるんかよう分かりませんけれども、これらの精算をしなければならぬのに、こちらの方で向こうが言い分を出

す、これは、私はね、もうちょっと精査をして、報告すべきじゃと。今回無理でしたら次のときでもいいですが、いくら道路部分に出して、高架部分にいくら出した、というのが明確になってほしいというように思うんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）負担金については、特に、従来のこともどうするかというところ、まだ、未定のままで進んでおりますから、おっしゃられたように、今まではどちらかというところ、やってもらう立場でしたが、今からはやらせるというところもございますから、どのような形になるかというのは十分把握しながら、ただ、予算を組むのと決算ベースというところがございますから、予算ベースはやはり相手が言うところですが、実績について十分に聞いてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）決算のときにね、約5億円出しておるんですね、海田町。そのうち3億円は道路部分に出しておる、都市計画道路部分に。で、全部その6項目ぐらい都市計画ありましたね。青崎中店線とか、山の手線とか。山の手線はゼロだったかもしれませんが、そういう形で、いくら払ったというのが明確に出てきたんです。今回この問題でいろいろね、出たり入ったり、付けたり引込めたり、こうした流れが我々としては監視する必要があるんです。執行部としては、そうかもしれませんが、しかし我々の方は、できない部分については、これを精算をしてほしいという、チェックする、そういう機関でもある訳ですから、それはどうなのか、お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）最終的には実績というところでしか分からないと思います。で、特に、今から少し複雑化、多分させるのは、鉄道の仮橋が、いわゆる仮橋という部分では、今から県とやり取りするのは、仮橋という部分では、鉄道高架の必要事業という形になると思いますけれども、多分これつけ加えて、実際にそのあと残して道路にするという部分では、その道路部分として、その検討していくという部分が今度出てくると、そういう、いくつか複合する部分が出ると思いますので、まずその総額として適切に使われているかどうかというチェックとともに、その鉄道部分、街路部分というだけではないに、どの部分にどのように使われたかという実績については、十分に把握してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）私もあれじゃが、私も喰らいついたら離さんのじゃがの、ちょっと公民館整備事業で2、3言わしてもらはんじゃが、全体的に計画が甘いよ。というのが、私はいろいろ勉強さしてもろうて、海田が住みよいまち、ね、海田町まち・ひと・しごとの創生、それを考えた上でね、26年度からあの場所をめいだ後に、保育所・幼稚園を建てたらどうかというのは、わしは、一つのビジョンがあったんよ。そのビジョンちゅうのは、ただ、あそこへ建てたら、例えばね、幼稚園の子どもをあそこへ預けて、列車で広島駅へ行って、県庁なり市役所なり、広島へ勤めて、帰りにお父さんでも母さんでもどっちでもええ、寄って連れて帰ればええ訳よ。海田町にあったら駅の近くにあったら、ええじゃない、住みやすいじゃない、ね。住みやすい、働きやすいじゃない、そういうことも考えてやったんじゃが。ほいでね、こっちから、集中していこうの。ほいで、町長、この前の、副町長、全協で、それじゃあ説明不足じゃないか、資料不足じゃないか言われたときに、副町長はどう言われました。説明としては、今これ以上はできませんと、本会議で判断してくださいと、議員の皆さん、皆さんそう言われたのを覚えちゃってよ、の。今度はそれを説明責任も何もなしによ、本会議で、議会で判断、議員一人一人が判断せえ言う。ほんじゃあ、議員一人一人にね、取り下げた説明もせんと、この、出したらの、はい、取り下げますと。出したあとで、そりゃ謝ったらええちゅう訳じゃないでしょ。だからそこは説明不足じゃない。それとの、計画がない。今、東京オリンピックもできるかできんか分からん。いろいろ揉めちよるけえ。森元総理も止めえ言うとの、の。東京オリンピックにこだわっとるんじゃが、国会でそう言うちよるんじゃけえ、計画性がないじゃない。なぜか言うたら、ほんじゃ私が建てえ言うたときには、執行部も教育委員会も。あそこ公民館要用地で、公民館建設に考えてますと、いやあ、ええじゃないか。簡単なことじゃない。3月の定例会でもまだ言わんの。わしは知っちゃったんじゃが、だまっちゃったんよ。設計ができちゃったのを、誰か知らんがの、誰か責任とっちゃった人がおるんじゃろうがの。わし、誰か言わんよ、の。前もって、きちっとした計画性を持つとったらね、できとるんよ。ばたばたばたばたせんでも、ね。そうでしょ。私はそう思うちよるんじゃがの。それ2年後のあとのオリンピックがどうのこののじゃなしに、の、やっぱり納得がいくように、中国新聞が悪いじゃ、ひったくりじゃいうて、中国新聞には、もうつくりまず、28年度につくって、織田幹雄の記念館には展示しますいうて、ありゃ、新聞が勝手に書いたいうて、まあ、新聞が勝手に書いたんか知らんが、ここにおってんじゃがの、記者が好き勝手に、そういうふうにか

しちよって、町民はあそこにできるげな、いうて、新聞で知っちよるんよ、ね、ほいじゃからね、もうちよっと説明責任を持つての、間に合わんから、はい、これでやってくれ言うんじゃなしにね、私は、そういう言うたん。この前副町長も知ちよって、もう1回取り下げてきちっと説明して、補正でも12月でもええ、改めて出してね、全員の理解を得て。ほいたら2か月3か月遅れても、工事や何じゃかんじゃで、そんだけ頑張ってくださいと言えは済むことであってね。どうしてもこうしても、あんたらが計画性がないものをの、その責任を議会に押しつけちゃだめよ。しっかりと説明責任も十分になってないものをの、いちいち、はい、これで間に合いません、オリンピックがどうのこうの。オリンピックのせいにしんさんなや。あんたらの最初の出足が悪いんじゃ。計画性がないんよ。それこそ、ビジョンがないよ。ええ。わし、そう思うんじゃが、どうですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず、プロポーザルの方でいきますと、確かに、あの日に唐突に説明しましたし、説明不足の中で終了したというのは、これは大変に申し訳なく思っております。で、あの段階で、そういうふうに考えましたが、しかしそれで、あとの執行段階とかそういうことを考えた中で、町長と教育長と相談する中で、確かに、昨日、私の説明不足ということを経験した上で、今回、修正させていただいたものでございます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）もう1点の、公民館の計画について、計画性がないというご指摘でございますけれども、ご指摘のようにですね、確かに3月末にできていた計画書をそのまま出すことはできなかつたと、出したのは5月21日であったということについては、非常に申し訳なく思っております。少し計画性がないというご指摘ありましたので、私も、振り返って考えてみました。その中で、12月の3日に最初三つのコンセプトを含めて議会に提案した時に特別委員会を設置の提案がされましたので、それから特別委員会が設置されるの持っていたと、でそれが3月の議会で特別委員会が出された、で、本当はその時にずっと計画書がほぼ出来上がっていた時期の要望でしたので、本来であればそこで、議会が終わった後にすぐ特別委員会の招集をしてもらおうと、そういう必要があったということは、私も申し訳なく思っております。その後ですけれども、私とその計画書を見る中で、さまざまな課題があるという自分の思いの中で、修正してきましたけれども、その後、何度も特別委員会で申し上げておりますように、丁寧な説明をしたいとい

うことで、5月11日、それから7月1日、8月19日と説明は行ってきたつもりでございます。そして先ほどの質問の中にありました取り下げてはどうかということでございますけれども、できればですね、私としては、この補正予算を通していただきたい、いただければと思うと同時に、また、今後この補正予算通ったら、4階部分の補正でございますから、今度、次、また計画を出すときには、またしっかりと説明をさせていただきますと思います。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）あのね、ここの議員さんも私も全員思いますがね、何もね、執行部とね対立する気はありません。物事を出すときは、十分な説明を持ってね、全員が納得するようにやったらね、海田町と行政がどうのこうのちゅうことは、新聞にもかかれんでも済むし、だからね、もっと議員と納得いくまでね理解ができるまで、委員会なりと、なんなりとね、説明してもろうてですね、住民も納得する、行政も納得する、議会も納得する、そういう立場をね、話し合いすればね、1か月も2か月も経たんでもすむことですよ。だから十分、1日かけてでも何日かけてでもええんですよ。十分両方が理解できるような、行政、議会とね、私はやっていこうか思うんですが、町長どうですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）これまでも色々議員の皆様方の協力をいただいておりますので、今後とも、今、崎本議員ご指摘のことを十分に守ってやっていきたいと思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）8番、岡田です。つくも保育所なんですけども、設計費が660万、かなり大きな金額なんですけど、何人ぐらいの定員を増やすお考えなのかというのと、増設する場合、例えば、園庭というんですかね、園庭のほうに増設をされるんか、その辺のところと、あと、20ページか、ごみステーションのところなんですけど、なにか新しいごみステーションを設置をされるのか、というのを伺います。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）つくも保育所改修にかかる設計費の計上でございますが、まず定員につきましては、現在120名定員を最大147名、29年4月1日に向け、147名の定員に増員をいたします。また、園庭に増設するかというご質問ですが、園庭には増設せず、今ある施設の中で拡張を図っていきたくて考えております。

○議長（久留島）総務部次長。

○総務部次長（丹羽） ごみステーションの設置費補助金についてございますが、既設のごみステーション、こちらがまず老朽化しとるということと、鳥獣被害、カラスや猫こういったもの」の被害が拡大しとる、こういったことを考慮しまして、今現在、無料で配付しておりますカラスよけネットでは足りない、そういったステーションに対しまして、自治会がですね、新たに箱型のステーションを購入なさるときに、補助金を出していこうというものでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田） つくも保育所なんですけども、定数が増えた場合の、園庭の1人当たりの面積いうんでしょうか、そういうふうなものには変わりはないんでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川） 1人当たりの面積につきましては、今ある園庭で十分可能でございます。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田） 9番、西田です。広島市東部地区連続立体交差事業の負担金の件なんです、この負担金を出す以上は、基本設計部分だというふうにお聞きしたんですが、基本設計のこの入れる見通しはどうなんですか。見通しのほうをお聞きしたいと思います。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅） 現在県から得ている情報では、市との協議が若干遅れていると、そのように聞いております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。第49号議案、平成27年度海田町一般会計補正予算については、前田議員外1名から修正動議が提出されました。修正案をただいまから配布いたします。

（修正案配布）

○議長（久留島）修正案の説明を求めます。前田議員。

○14番（前田） 14番、前田です。新しく計画されている公民館の設計、プロポーザル方式、委託と、何らの説明もなく、突然廃止されたり、あるいはまた、駐車スペースにしても、駐車台数が十分ではないという議員からの声も相当あるにもかかわらず、その協議を中途半端にし、いたずらに設計を急ぎ、税金の無駄遣いに終始しているように思わ

れます。急げば急ぐほど、議会等々と協議をし、双方同意の上で設計等すべきであると考え、地方自治法 115 条の 3 及び海田町会議規則 16 条 2 項の規定によって、別紙のとおり提出するものであります。以上、提案の理由といたします。

○議長（久留島）説明を終わります。修正案に対する質疑があれば許します。宮坂議員。

○11番（宮坂）これは、提案者というよりも、執行部の方にお聞きするんですけども、よろしいですよね、予算の関係なんじゃけえ、だめなんかな、できない。分かりました。

○議長（久留島）ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）修正案の質疑を終結いたします。討論を行います。

（「賛成討論」と言う者あり）

○議長（久留島）まず、原案賛成の討論があれば許します。原案。ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）次に原案、修正案ともに反対の討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）次に、修正案賛成の討論があれば許します。下岡議員。

○4番（下岡）はい。4番議員、下岡です。修正案賛成の立場から討論いたします。海田公民館整備基本計画において、説明が2転3転しており、議員の十分な理解が進んでおりません。まず1点目は、大ホールの収容人員について当初300名強の計画が、議会の指摘により500名へ変更。2点目は、駐車場の台数について当初18台としたものを、議会の反対で、第2駐車場を設けるなど、変更をしております。3点目は、プロポーザル方式について突如提案し、また、突如取り下げたというようなことですね、十分な説明、議会の十分な納得が得られておりません。私は、次の視点でのですね、検討が必要であると考えております。海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議において、多くの委員から、海田のよさが広く知られておらず、PR、情報発信が不十分であるとの指摘がなされております。中国新聞論説副主幹は、海田町はブランドイメージがない、織田幹雄さんのブランドイメージを生かさない手はないと指摘している。この度の海田公民館整備基本計画によれば、三つの基本機能を持たせるとしている。地域活動の拠点、生涯学習まちづくりの拠点、織田幹雄記念館の併設。織田幹雄記念館と銘打ちながら、2階の一部に織田さんゆかりの品々を展示するだけである。公民館来場者は、地域活動を行う住民団体の方や生涯学習すなわち公民館講座に参加する一定の町民すなわち

ピーターの人々である。これらの方々が2、3回見たら終わり、広く町の内外にブランド発信することにはならない。織田家からはゆかりの品々だけでなく、海田町の青少年のスポーツ振興に役立てる趣旨で5,000万円の基金積立金を頂戴している。国の地方創生交付金においては、一定の要件を満たす自治体に満遍なく配る普通交付金だけでなく、真に地方創生につながる事業には特別交付金が準備されている。この機会に本町が2003年に策定した織田幹雄記念館基本計画のような、本格的な記念館あるいはスポーツ振興の町海田のシンボルとして、織田幹雄記念体育館などの実現、可能性を探るべきであるが、公民館に織田幹雄さんの展示コーナーを設ける案以外の検討はなされていない。基本設計に進むことを許す今回の補正予算は見送るべきである。よって、修正案に賛成します。

○議長（久留島）ほかに討論はありませんか。崎本議員。

○13番（崎本）賛成討論です。

○議長（久留島）はい。原案賛成の討論を許します。

○13番（崎本）原案ではない、修正案です。

○議長（久留島）ごめんなさい、修正案賛成の討論。

○13番（崎本）私は、原案は反対、修正案には賛成いたします。なぜかいうと、今のね、今全体的に一般質問のみたいなことだったんじやが、私が賛成するのは、原案は説明不足であってね、もうちょっと協議をして、議員に議会、町民に理解を得るために、原案には反対、修正案には賛成いたします。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論を終結いたします。これより、第49号議案について採決を行います。

まず本件に対する前田議員外1名から提出された修正案について、起立により採決を行います。本修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、修正案は可決されました。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決いたします。修正部分を除く部分については、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案の

とおりの可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第 10、第 50 号議案、平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 50 号議案、平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）。

この補正予算につきましては、精算に伴う平成 26 年度療養給付費等交付金返還金の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（吉本）それでは、第 50 号議案、平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。はじめに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料 18 の平成 27 年度補正予算説明書にしたがひまして、歳出からご説明いたします。それでは、3 ページ、4 ページをお願いいたします。諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金につきましては、平成 26 年度療養給付費等交付金について、精算に伴い返還金が生じたため、1,861 万円を増額するものでございます。続きまして、歳入をご説明いたします。1 ページ、2 ページをお願いいたします。繰越金につきましては、財源調整のため、前年度繰越金を 1,861 万円増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第 50 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 1,861 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 34 億 464 万 5,000 円とするものでございます。以上で、平成 27 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 50 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 50 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 50 号議案は原案のとおりこれを決しま

す。

~~~~~〇~~~~~

○議長（久留島）日程第 11、第 51 号議案、平成 27 年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 51 号議案、平成 27 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）。この補正予算につきましては、地域密着型介護予防サービス給付費の増額の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）それでは、第 51 号議案、平成 27 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料 19 の平成 27 年度補正予算説明書により、歳出からご説明いたします。3 ページ、4 ページをお願いいたします。保険給付費の介護予防サービス等諸費の地域密着型介護予防サービス給付費 270 万円の増額は、介護予防認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームの入居者が見込みを上回ったことによるものでございます。次に、1 ページ、2 ページをお願いいたします。戻りまして、歳入についてご説明いたします。まず、支払基金交付金の介護給付費交付金から一般会計繰入金の介護給付費繰入金については、歳出でご説明いたしました給付費の増額に伴う法定負担分の増額でございます。次に、繰越金 72 万 8,000 円の増額は、前年度繰越金により、歳入歳出の財源調整を行うものでございます。それでは、議案についてご説明いたします。第 51 号議案をお願いいたします。この度の補正予算は、保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に 270 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 18 億 7,316 万 8,000 円とするものでございます。以上で、平成 27 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 51 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 51 号議案については、原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第51号議案は、原案のとおりこれを決めます。この際、暫時休憩いたします。再開は2時45分です。

~~~~~○~~~~~

午後2時30分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。日程第12、発議第6号、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書案を議題といたします。案文については、お手元に配布しているとおりでございます。提出者より提案理由の説明を求めます。岡田議員。

○8番(岡田) 8番議員、岡田です。安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書案、読み上げて提案理由といたします。政府は集団的自衛権の行使を容認をする昨年7月の閣議決定に基づく安全保障関連法案を提出している。これは、歴代政府の憲法解釈を変え戦後日本のあり方を根本から変える重要法案であるにもかかわらず、武力攻撃事態法やPKO法案など10本の改定案をひとまとめにし、恒久的自衛隊の海外派遣できるようにする新規立法、国際平和支援法との2本立てにし、簡素化しているが、本来、それぞれ丁寧に審議をすべきものである。6月4日の衆議院憲法審査会では、自民党推薦3人の憲法学者が、そろって安全保障関連法案は憲法違反と断言をしている。世論調査においても、法案の今国会成立に反対や慎重審議など否定的な意見が8割を超え、十分に説明しているとは思わないの声も8割を超えている。また、戦争になるかもしれないといった国民の不安の声も多く聞かれる。このような状況のもとで、法案成立を強行することは、民主主義国家として極めて問題である。よって、政府においては、世論の把握に努め、関連法案に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、一方的に採決を行わず、国会での審議を慎重かつ丁寧にしよう、要請をする。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出をする。どうか皆さん方の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(久留島) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(「賛成討論」と呼ぶ者あり)

- 議長（久留島）まず反対討論を許します。はい、じゃ賛成討論をお願いします。
- 15番（佐中）発議第6号、安全保障関連法の慎重審議を求める意見書案に、賛成討論を行います。意見書案は、政府においては、世論の把握に努め関連法に関する国民の疑問や不満を真摯に受け止め一方的に採決を行わず、国会での審議を、慎重かつ丁寧に進めるよう要請するというものであります。なぜかといいますと、今国会で審議をされている安保関連法は、言葉の上だけで安全平和をうたいながら、事実上、いかにして自衛隊の武力を使うか、軍事力をどのような場合に使ってよいのか、どのような場合に戦争を行ってよいか、という戦争遂行するための戦争法と言わざるを得ません。存立危機事態、重要影響事態等々、定義自体があいまいで、国民には理解されがたい言葉によって、実際には政府の判断でいくらでも事態のあるものを拡大解釈していける規定であります。二つ目には、戦後70年間、日本国憲法に基づいた日本の外交政策そのものが、日本の最良の安全保障政策でございました。三つ目には、軍事力の行使、つまり戦争によって平和をつくり出すことができないことは、明らかです。世界一の強力な軍隊と核をもつあのアメリカですら自国へのテロを防げなかったではないですか。また、イラクやアフガニスタンの戦争からも、いまだに手を引けないでいるではありませんか。これは、どんな強大な軍事力をもってしても、それで国際紛争を解決することはできない、ということの意味しております。4番目には、中国や北朝鮮によって今にも戦争が起こるかのような危機をあおっておりましたが、そういう戦争をあおって軍備増強を進めようというようなことは、宣伝扇動はやめたほうがいい訳です。安全保障によって最も必要なのは、戦争をしない、戦争をさせない外交努力であります。戦争というのは、国際的な外交的な問題を、軍事力によって解決をしようとする行為でありますから、軍事力を行使をさせない外交こそ、最善の安全保障ということになります。このあたり前のことを戦後70年間の日本は実現をしてきました。この法案に戦争法賛成という方々は、今後の日本は軍事増強によって平和を維持していくという、これは本当にできるかどうか、非常に疑問でありますし、今までの歴史の中で、これは最も悪い政策であります。5番目には、この戦争法には多くの野党とほとんどの憲法学者が、どの世論調査によっても過半数の国民と、そして歴代自民党幹部の皆さんがこぞって憲法違反を断じていて、反対を表明しております。県内でも、庄原市議会、三次市議会は一部の議員を除いて、

大同団結をしたい住民の総意として立ち上がっております。全国的には、9月6日現在、1,718議会のうち、慎重審議は185、反対は148、賛成12、が意見書可決しております。是非、国会での慎重を審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請する意見書のなので、賛成をお願いして討論を終わります。

○議長（久留島）ほかに討論ございますか。賛成討論ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。私は集団的自衛権行使容認には賛成であります。発議第6号、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書案に賛成の立場で討論いたします。これまでの歴代内閣の見解では、集団的自衛権の行使は憲法違反とするものであります。近年の自衛隊の活動範囲拡大も、憲法解釈の変更ではなく、下位法令の整備、拡大によるものであります。それを、一首相の思い付きで安易に憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を認めることは立憲主義の放棄であります。また、憲法によって拘束、制限されるはずの政治が、憲法を自由に操り、統制することを認めてしまえば、民主主義の崩壊につながりかねないものであります。本来、集団的自衛権の行使を容認するのであれば、憲法第9条の改正は避けて通れないものであります。我が国の平和と安全と独立を守り続けるためには、たとえ時間がかかったとしても、憲法改正は行うべきものであります。その過程を省き解釈改憲を行ったために、集団的自衛権と何かという議論が省略され、自公協議の段階から重箱の隅をつつくような議論に終始したために、同盟国友好国と協力して国家・国民を守るといふことの本質が未だに見えておりません。その結果として、国民の理解が得られていないだけでなく、現場で働く自衛隊員の方々の間でも、アメリカと一緒に戦争に行くのか、徴兵制が復活するのではと、間違っただ見解が広がっているものであります。以上の理由により、憲法改正論議から仕切り直しを求める意味を込めて、本意見書案に賛成いたすものであります。皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りします。発議第6号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(久留島) 着席してください。起立者少数と認めます。よって、発議第6号は、否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 日程第13、発議第7号乳幼児等医療費助成制度の拡充を求める決議案を議題といたします。案文については、お手元に配布しているとおりでございます。提出者より提案理由の説明を求めます。兼山議員。

○3番(兼山) 3番、兼山です。乳幼児等医療費助成制度の拡充を求める決議案、読み上げて提案といたします。現在、少子化が大きな社会問題となっている我が国において、子育てを懸命に担っている親たちを支援していくことが強く求められている。本町においても、国の子ども・子育て支援新制度を受け、親と子と地域が輝くまちづくり、笑顔あふれるすこやか子育て応援プランを基本理念とする海田町子ども・子育て支援事業計画を策定するなど、子育て支援は重要な施策の一つとなっています。子育てしやすく人が輝くまちとして、現在本町が各種事業に先進的に取り組んでいる中で、乳幼児等医療費の助成については、制度の拡充を進める全国の他の自治体と比較すると、後れをとっている状況です。以上のことを踏まえ、町長はこの決議を真摯に受けとめ、早急に、通院に対する乳幼児等医療費助成制度の対象年齢を中学校卒業まで引き上げるとともに、制度の拡充を図ることを強く求めます。以上、決議を求めるものでございます。皆様のご賛同、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長(久留島) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより発議第7号について、採決を行います。お諮りいたします。発議第7号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって発議第7号は、原案のとおりこれを決します。なおただいま。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）（「賛成」と呼ぶ者あり）

○11番（宮坂）今、採決のときに、議案採決やったんですけど、これ名前書いてないんですよ、私。全員じゃないですよ。

（「異議なし言うたんじゃけえ」と呼ぶ者あり）

（「異議なし言うたんじゃろうが、異議がなかったんじゃけえだめよ」と呼ぶ者あり）

（「異議なかった」、「前に進みやあええよ」「議長が採択した」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）なおただ今議決いたしました決議書については、町長に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第14、発議第8号、広島市東部地区連続地帯交差事業の見直しの方向性についての意見書案を議題といたします。案文についてはお手元に配布していただいております。提出者より提案の理由を求めます。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。広島市東部地区連続立体交差事業の見直しの方向性についての意見書、前文の方は今までの経過でございます。省略をさせていただきます。しかし、海田町議会として、再見直しから、初めての意思表示が、今提案をしているところでございます。知事は、再々見直しはしないというコメントをしているようでありますけれども、主権者は国民です。県民です。町民です。ですから、町のこうした団体の意思表示を、ここで決定すべきであります。しかも、議会として最低限、要求すべきとして、提案いたします。下から3分の1程度、上から3分の2程度で、ここ読み上げて、提案をさせていただきます。当議会では、平成27年6月16日開催の庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会において、山陽本線部分の高架を東に300メートル延伸するよう全会一致で議決し要請した。しかし、このことによって高架事業がさらに延期されることは許されない。よって次の事項について切に要望する。1、広島市東部地区連続立体交差事業を1日も早く完成をさせるため、山陽本線をさらに300メートル延伸することを撤回をし、南北一体のまちづくりをより推進するため、大正矢野線の都市計画道路を約4メートルから8メートル程度に拡幅するよう検討すること。二つ目には、新町踏切又は大正通第一・第二踏切のいずれかについては、消防自動車のはしご車が安心して往来できる高さ3.8メートルでも、程度を確保することを検討すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する訳です。なお、これの提出先は、広島県、西日本鉄道株式会社、海田町、その他関係する行政機関に提出をいたします。

○議長（久留島）以上で、説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。兼山議員。

○3番（兼山）3番、兼山です。2点ですけども、まず提出者に質問しますが、1日も早く事業を完成させるために、下の段にですね、1、2の検討、どこに切に希望、要望するんでしょうか。まずそれについてどうでしょうか。

（「よく聞こえなかったのもう1回」と呼ぶ者あり）

○3番（兼山）1日も早くこの事業を完成させるために、下のところの1、2とありますね、この検討項目のみ切に要望されるだけなんでしょうか、どうでしょうか。まずここをお聞きします。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）県は、今まで、町、あるいは議会、町民に対する説明会を4回やりました。しかしなんらかの形で回答しなければならない。そうすると、返事をしなければいつまでも延びることになる。これを最低限を要求し、しかも特別委員会の中で300メートルを延伸するということを決めましたから、そのことがいつまでもあったら、そのことが足を引っ張るといふか、ある訳ですね。このことを撤回をして、1日も早く、広島県、あるいはJRにですね、そのことを理由にして進んでいくということが、本来の中身、ですから、これを要求して、提出して、そのあとJRあるいは広島県がどういう出方をするか知りませんが、またそのときによって対応すれば団体の意思表示として、明確にこれを表明をするというのが、意見書の中身です。

○議長（久留島）兼山議員。

○3番（兼山）私は4回ほど説明会に行きましたが、この意見書をですね、この時期に、関係機関に提出することによって、この事業そのものが延期したり、再び白紙にですね、そういうことに陥った場合には、提出者はどう責任を取るのか、その考えはあるのでしょうか。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）延期をしたり障害があったり延ばすことが、そのことにつながるんですね。早く意思表示をして、事業を進めていく。このことが、1日も早くする。むしろ放っておくこと自体が説明があったためになんにも回答もない。このことによって大きなね、損害を町民は被ると思います。そういう面で、1日も早く、意思表示をして早く進めてもらう、こういう意味でございますので、よろしくお願いします。

○議長（久留島）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）まず反対討論を許します。兼山議員。

○3番（兼山）3番議員、兼山です。発議第8号の意見書案には反対の立場で討論します。

一刻も早く連続立交を完成させるため、この時期にこの意見書案を提出することは、むしろ逆効果であります。言えば、この意見書案にも書かれています。1日も早く完成させるためには、全会一致で決議した300メートルの延伸を撤回するということは、この時期に議会で意見、要望をすればするほどですね、事業計画が遅れると言っているようなものです。1日も早い完成を後押しするためにも、意見書案の提出には反対します。皆さんのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（久留島）続いて賛成討論を許します。岡田議員。

○8番（岡田）8番議員。岡田です。広島市東部地区連続立体事業の見直しの方向性についての意見書案に、賛成の立場で討論をいたします。平成5年度に事業採択から22年が経過し、ようやく高架事業が実施されようとしております。しかし、完成は15年後で、連続の部分がなくなったということで非常に残念です。海田町のまちづくりの一部として重要な高架部分が縮小になったことは町民・住民からも不安の声があがっております。が、しかし、1日も早い完成は望まれております。意見書案が要望している2つの点、ひとつ、関連事業としての都市計画道路の大正矢野線の1日も早い整備、特に道路幅を4メートルから8メートルに拡幅すること、2、新町大正通第一・第二踏切のいずれかに、消防自動車のはしご車あるいは車高の高いバスが、安全性に余裕を持って通行できるような高さ3.8メートル以上確保することを検討するように求めたこの意見書に、賛成の立場から討論いたしました。よろしくお願いします。

○議長（久留島）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより起立により採決を行います。お諮りいたします。発議第8号は、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）起立少数と認めます。よって発議8号は、否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第15、発議第9号海田公民館整備基本構想特別委員会設置に関する決議の一部を変更する決議案を議題といたします。案文についてはお手元に配布しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑討論を省略いたします。これより発議第9号について採決を行います。お諮りいたします。発議第9号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって発議第9号は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第16、発議第10号、海田町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。案文についてはお手元に配布しているとおりでございます。本案については、提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより発議第10号について、採決を行います。お諮りいたします。発議第10号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって発議第10号は、原案のとおりこれを決します。以上で、本定例会に付されました案件の審議は全て終了いたしました。先ほどの議案審議の際、不適切な発言がありましたので、議長において訂正させていただきます。以上で平成27年第4回海田議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後3時13分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員